

書物方年代記⑤

文化十一年～安政四年

氏家幹人

本稿は、「書物方年代記」の第五回として、文化十一年（一八一四）正月（二月）から安政四年（一八五七）六月までの期間について、当館所蔵の『書物方日記』から、書物の出納や人事ほか書物方に係わる重要事項を摘録したものである。

この間の将軍は、十一代徳川家斉、十二代徳川家慶、十三代徳川家定である。

本稿に登場する書物奉行は計二十五名。そのうち文化十一年正月時点で在職しているのは、左の三名である。

近藤重蔵（守重） 文化五年（一八〇八）二月晦日に小普請方より。文政二年（一八一九）二月三日、大坂弓奉行に。【文政十二年（一八一九）六月没。五十九歳】

鈴木岩次郎（成恭） 文化九（一八一二）年十一月二十四日に学問所勤番組頭より。文政四年（一八二二）十二月二十四日、御役御免。小普請入り。【嘉永四年（一八五二）十二月、没。八十五歳】
藤井佐左衛門（義知） 文化十年（一八一三）八月二十五日に西丸右筆より。同十二年（一八一五）六月二十三

日、病のため辞職。【文化十三年（一八一六）五月、没。六十四歳】
*森潤三郎『紅葉山文庫と書物奉行』には「十二年六月三日病免す」とあるが、『書物方日記』では六月二十三日。後者に従った。

以上の三名に対して、今回初めて登場するのは、二十二名であるが、現存する『書物方日記』には欠本も多く、安政四年七月以降に就任した書物奉行（『柳営補任』によれば、中神順次から石川次左衛門までの十二名）は含まれていない。欠本の期間は次の通りである。

文政十年（一八二七）正月～六月
文政十一年～文政十三年（天保元年）
天保二年（一八三一）七月～天保十二年六月
天保十三年七月～天保十四年六月
天保十五年（弘化元年）～弘化三年（一八四六）
弘化五年（嘉永元年）～嘉永二年（一八四九）
嘉永四年（一八五二）正月～六月
嘉永五年七月～十二月
嘉永六年七月～安政二年（一八五五）
安政三年（一八五六）七月～十二月

安政四年七月～慶応二年（一八六六）
*慶応二年十一月十七日に「御書物奉行同心支配替」（『慶喜公御実紀』）。すなわち書物奉行は廃止になり、書物同心は学問所の附属となった。

文化十一年以降、安政四年六月までに書物奉行を拝命したのは以下の二十二名である。

高橋作左衛門（景保） 文化十一年二月三日に書物奉行を拝命（天文方兼任）。のちにシーボルト事件で入獄。【文政十二年（一八一九）二月、獄中で病死。四十五歳】

夏目勇次郎（成允） 文化十二年（一八一五）七月二十三日に「大御番加納大和守組」より。文政四年（一八一二）二月六日、膳奉行に。【安政五年（一八五八）五月、没】

川勝頼母（広常） 文政四年（一八一二）三月四日に「大御番新庄越前守組」より。【文政十年十二月、没。六十九歳】

*『書物方日記』記載の没年月日は表向きのもので、十二月

二十六日となっている。

山角貞一郎(久矩) 文政五年(一八二二)閏

正月八日に「大御番牧野伊予守組」より。文政七年十一月十日、

病気のため御役御免。『紅葉山文庫と書物奉行』は、過去帳から「文

政七年十月八日」没とする

林 式部(輝) 文政七年(一八二四)十一

月二十五日に「小普請支配土屋讃岐守支配」より。天保九年

(一八三八)十一月十二日、二丸留守居に。【安政六年(一八五九)

九月、没。六十歳】

勝田弥十郎(猷) 文政十一年(一八二八)三

月十六日に学問所勤番組頭より。【天保二年(一八三二)九月、没。五十二歳】

篠田藤四郎(隆懋) 文政十二年(一八二九)

四月十六日に納戸番より。天保九年(一八三八)六月十日、代官に。【嘉永二年(一八四九)八月、没。五十三歳】

中山栄太郎(利紀) 天保三年(一八三二)二

月二十一日に奥右筆所留物方より。同十五年三月二十九日、富士見宝蔵番之頭に。【安政七年

(一八六〇)二月、没】

黒野源太左衛門(保土) 天保九年(一八三八)

七月九日に鳥見より。嘉永三年(一八五〇)三月二日、老免(老

衰のため免職)。

水野新右衛門(忠篤) 天保九年(一八三八)

十二月十三日に腰物方より。嘉永四年(一八五二)四月八日、裏門切手番之頭に。【文久二年

(一八六二)八月、没】

*『書物方日記』では「水野新衛

門」と表記。

小林半右衛門(政灼) 天保十二年(一八四二)

十二月五日に「小普請組河内采女支配」より。弘化四年(一八四七)

七月二十八日、大坂弓矢奉行に。【明治二年(一八六九)十一月、没。八十歳】

洪川六蔵(敬直) 天保十三年(一八四二)十

月十六日に天文方見習より。弘化二年(一八四五)三月十六日、罪ありて免職。【嘉永四年

(一八五二)七月、没。三十七歳】

金井伊大夫(俊有) 天保十五年(弘化元年

(一八四四)四月三日に小普請より。嘉永四年(一八五二)五月十九日、西丸切手番之頭に。

石川良左衛門(通睦) 弘化四年(一八四七)

七月二十八日、大坂弓奉行より。嘉永三年(一八五〇)四月八日、

林奉行に。

佐山源右衛門(正武) 嘉永元年(一八四八)

三月九日に小普請より。嘉永六年(一八五三)三月晦日、西丸広敷番之頭に【安政三年(一八五六)四月、没】

蒔田又三郎(俊光) 嘉永四年(一八五二)五

月十日に日光奉行支配組頭より。【嘉永五年五月、没】

木村董平(定敬) 嘉永四年(一八五二)七月

二十一日に佐渡奉行支配組頭より。安政二年(一八五五)五月十二日、鉄炮玉薬奉行に。

石井内蔵允(至毅) 嘉永四年(一八五二)八

月十四日に学問所勤番組頭より。【安政六年(一八五九)四月、没。八十二歳】

武嶋安左衛門(茂潤) 嘉永五年(一八五二)

七月八日に二条蔵奉行より。【文久二年(一八六二)閏八月、没。七十歳】

嶋田帯刀(政富) 嘉永六年(一八五三)五

月二日に代官より。文久元年(一八六一)九月三日に病免(病

気のため免職)。【文久三年十二月、没】

*『柳宮補任』には「文久元酉九月七日辞」とあり。

中井太左衛門(儀旭) 安政二年(一八五五)

二月五日に日光奉行支配組頭より。元治元年(一八六四)六月十九日、御役御免(隠居)。【慶

応元年(一八六五)四月、没】

庄田金之助(安明) 安政四年(一八五七)正

月二十二日に腰物方より。同五年正月十一日、御船手に。

右の二十二名のうち歴史的に著名なのは、高橋作左衛門景保、渋川六藏敬直、林式部輝である。

高橋景保（一七八五―一八二九）は、天文方の高橋至時の長男。文化元年（一八〇四）に亡父の跡を継いで天文方を拝命し、同十一年二月から書物奉行を兼任した。この間、伊能忠敬による全国測量の事業を監督し、幕府の命で『新訂万国全図』等の地図を作成。あわせて西欧の諸文献の翻訳や満州語の研究に努めた。号は観巢・求己堂主人・蛮蕪ほか。オランダ商館の医師シーボルトに国外持ち出し禁止の資料を提供した罪で、文政十一年（一八一八）に捕らえられ、翌年、獄中で病死した（享年四十五）。

渋川敬直（一八一五―一五二一）は、天文方渋川景佑の長男。景佑は高橋至時の次男として誕生し、渋川正陽（天文方）の養子になった人で、したがって敬直は、高橋景保の甥にほかならない。和漢洋の学に通じ、父を助けて曆書の編纂に携わったほか、『英文鑑』（英文法の書）も著している。老中水野忠邦に重用され、鳥居耀蔵らと共に天保の改革に参画したが、水野の失脚にとともに、弘化二年（一八四五）十月に豊後臼杵藩に御預けとなり、嘉永四年（一八五二）七月、三十七歳の若さで病死した。

林輝（一八〇〇―一五九）は、通称は輝之助・右近・式部。号は復斎ほか。林述斎の四男で、兄に林樗宇、鳥居耀蔵がいる。書物奉行・二丸留守居・先手鉄炮頭・西丸留守居を歴任したのち大学頭となり、嘉永七年（一八五四）にペリーが再来した際には、「応接掛」として井戸寛弘らと共に交渉に携わり、日米和親条約の締結に至った。

三人ほど知られていないが、勝田弥十郎献（一七八〇―一八三二）にも触れておきたい。勝田半斎の名で知られる弥十郎は、学問所勤番・徒目付・学問所勤番組頭を経て、文政十一年（一八二八）、四十九歳で書物奉行を拝命し、三年後の天保二年（一八三二）に五十二歳で亡くなった。詩と書に長け、『貧政』などの著書をのこした。『貧政』は質素な暮らしの中で清福を享受する心得を説いたもので、文化十一年（一八一四）、三十五歳のときの著。「夫れ人間は死世界なり 息息として死滅し 暫くも止まず 若し死を以て安居と為さば則ち天寿老少も意に聞せざらん」というように人生に対する諦観を基調としている。

本稿が対象とする期間の『書物方日記』には、人事異動、書籍の収納、修復作業のほか、目録の改訂、書庫の新築、献上本の収蔵などさまざまな事項に関する記述が見られる。詳細は以下の摘録（さらに詳しい内容が必要な場合は原本）をご覧いただくこととして、多彩な記述の中からごく一部を挙げてみよう。

文化十一年（一八一四）九月、目録の改訂作業が始まり（『重訂御書籍目録』の編集）、同十三年から十四年にかけて、北条本『吾妻鏡』や「駿府御讓本」「慶長御写本」「慶長植字（活字）板本」「金沢文庫本」など貴重書の「取扱方」（保存法など）が定められている。

文政三年（一八二〇）七月には、岡野孫十郎（融明）が編集し献上した『御番十代々記』が紅葉山文庫に収蔵され、翌年十一月には、伊能忠敬の実測図等（『実測輿地全図』『輿地実測録』）を収蔵

した。

この間、文化十三年（一八一六）には、將軍家斉の子の「式部卿」が紀伊徳川家に養子入り（のちに紀伊和歌山藩主徳川斉順となる）する際に持参する書籍（「式部卿え被進御本」）を用意する御用の詳細が記されている。

文政五年（一八二二）にも、書物方は「直七郎殿」（同じく家斉の子で、この年尾張徳川家に養子入り。のちに尾張名古屋藩主徳川斉温となる）が尾張徳川家に持参する書籍（「御引移御用本」）を用意する御用を務めている。さらに文政十年（一八一七）に「松菊殿」（やはり家斉の子で、のちの阿波徳島藩主蜂須賀斉裕）が蜂須賀家に養子入りする際にも。

紅葉山文庫の書籍等を拝借（借覧）した例もすくなくない。天文方や林家の借覧が目立つが、文政七年（一八一四）正月には、屋代弘賢から鷹に関する書籍を悉皆借覧したいという拝借願が出された。屋代を中心に編集作業が進められていた『古今要覧稿』の参考文献に用いるためであろう。

天保十三年（一八四二）五月には、未返納の書籍等の一覧が記されていて、これも貴重な資料といえる。安政三年（一八五六）から翌四年にかけて、蕃書調所の開設にともなう蕃書（洋書）の移管や高橋作左衛門没収本（獄死した高橋景保の蔵書で幕府が没収したもの）の処理についての記述がある。

文化十一年甲戌（一八一四）正月から六月まで
〔第百七十冊目〕

書物奉行の月番は左の通りである。

- （正月） 近藤重蔵（二月） 鈴木岩次郎
- （三月） 藤井佐左衛門（四月） 高橋作左衛門
- （五月） 近藤重蔵（六月） 鈴木岩次郎

正月十八日、林大学頭より近藤重蔵へ達書到来。内容は、例年の「御文庫目録」（紅葉山文庫の蔵書目録）に書き入れの件。

正月二十七日、奥右筆の布施蔵之丞より、二十九日に『諸家系図』長持一棹を御預けの旨達書。

二月三日、当番目付の高井山城守（名は実徳）より、天文方の高橋作左衛門が書物奉行拜命の旨。

二月十日、林家による「御書目」（目録）への書き入れ完了（↓十五日に渡す）。

二月十一日、近藤重蔵の妾腹に男子出生の届書を、同朋頭の林阿弥を介して近江守（若年寄・小笠原近江守貞温）へ差し出す。

二月十六日、『諸物類纂』（庶物類纂）毛属二帙十冊・竹属一帙六冊、『三礼義疏』十三帙目十冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

三月十二日、「新御蔵下水浚」の書付を後藤弥五兵衛に渡す。近日中に見分を行う旨回答あり。

三月二十五日、『寛政重修諸家譜』（原文は「寛政重修」）五の長持一棹を、御用で差し出す。同四の長持一棹「御下ケ」（返納）。

三月二十九日、「府県志物産之部」（紅葉山文庫

所蔵の中国地方志の物産の部）九部十冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

四月十一日、『問中家書』三冊を差し出す。林家拝借本。

四月十七日、『庶物類纂』穀属三帙十五冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

四月十八日、『儀象志図』二冊を、布施蔵之丞を介して差し出す。

四月二十七日、近藤重蔵より「屋敷地割替願書」が絵図を添付して提出される。周防守（若年寄・京極周防守高備）へ差し出す。

五月十五日、新規御預け本二十九種（五十五帙）が布施蔵之丞を介して御下げになる。目録書三枚あり。書写したのち返上する。

同日、藤井佐左衛門（書物奉行）の湯治願の下書を奥右筆の船橋久五郎に渡す。

五月二十七日、長崎から取り寄せた「満洲本」（清を建国した満洲族の言語で書かれた文献）のうち不用なものを差し戻すので、そのための調査を行うよう、撰津守（若年寄・堀田撰津守正敦）が高橋作左衛門に命じる。

六月二日、「府志類物産之部」十三冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

同日、成嶋邦之助より奥にある「御目録」に新収の分を書き入れるよう指示あり。

六月七日、当年（御納戸より）受け取った樟脳が至って粗悪なため、新しい樟脳を受け取る（計六十四斤）。

同日、『管見記』『政事要略』を、布施蔵之丞を介して差し出す。

同日、「新古国絵図」「城絵図」の箱、五十箱を

新御蔵へ移し替える。

文化十一年甲戌（一八一四）七月から十二月まで
〔第百七十一冊目〕

（七月） 欠（八月） 無記（九月） 近藤重蔵

（十月） 無記（十一月） 藤井佐左衛門

（十二月） 無記

*七月朔日の日記は欠

七月七日 奥御用で『庶物類纂』二部四帙二十冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

七月十九日、新規御預けの書物が増えたので、「御書物箱」三十を細工頭に注文。その書付を丹阿弥を介して駿河守（若年寄・植村駿河守家長）へ差し出す。

七月二十四日、勘定所より達書あり。内容は、「龍陀草相廻り候間 勝手次第下勘定所え受取之者可差遣」（防虫用の龍陀草を下勘定所に受け取りに来るよう）というもの。承知の旨回答（↓八月九日に五貫目を受け取る）。

七月二十六日、『儒林録』『世説新語』（金沢本）『唐世説新語』を林大学頭拜借の旨。二十八日に差し出すことに。

七月晦日、布施蔵之丞より紙面到来。来月二日に『寛政重修』長持六番一棹を差し出すべき旨。

八月二日、同役（書物奉行）寄合。「城国絵図」を調査する。

同日、『新撰黄赤経緯互推表』一帙二冊が新規御預け。『曆象考成上編国字解』三冊が「仮御預」となる。

八月四日、「城小絵図」が「乱雑」な状態なので、残らずこれを調査する。続いて左の記述あり。「以後小絵図御長持混雑不致様心附可被成候」。今後は「城小絵図」を入れた長持が乱雑にならぬよう注意すべきだ、というのである。

八月八日、成嶋邦之助が「御役所」（書物方役所）に来訪し、『漳州府志』物産之部の修復が済んだら差し出すよう指示。「御修復御長持」を調べたところ、すでに修復を終えていることが判明。

八月二十日、御目録校正について、布施蔵之丞を介して周防守へ書面を差し出す。

八月二十六日、「御書目校正之書面」の文体が堅すぎるので、「少々やわらげ」再提出するよう周防守より指示あり。文言を和らげて翌二十七日に差し出す。

九月六日、御用の『寛政重修系譜』を、二丸において「諸系譜掛り」の大草大次郎に渡す。

九月十二日、奥御用で『庶物類纂』疏属四帙二十二冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

九月十三日、新部屋において、周防守書付を以て、近藤重蔵と高橋作左衛門へ左の旨指示あり。

御書籍之内題号等認違之品有之 御目録えも其俣認入 部類等間違候も有之候趣に付
何も申合 校正可被致候 尤林大学頭えも
可被申談候事

書名等が間違っている書籍があり、そのまま目録に記載されているので、書物方で校正を実施し、誤りを訂正しなければならない。校正に際しては林大学頭にも相談するように、と指示されたので

ある。

九月十六日、以下の五人に「御書目并御書籍題号等認違之御品校正懸り」（「御書目校正」掛）を申し渡す。

木下伊右衛門
坂田 磐蔵
杉山 庄五郎
持田 金蔵
石井 良平

同日、右の「御書目校正」掛への「御手当願書」を布施蔵之丞を介して周防守へ進達。その書面を「校正二件帳」に書きとめる。

九月二十日、「寛政譜」二の長持一棹を、二丸西中の口で横山吉十郎に渡す。

九月二十三日、「御書目校正」の調査を開始。

九月二十五日、「御目録校正」（「御書目校正」につき、左のように取り決める。

御目録校正之儀 決定之所は直に朱にて御書人可被成候 御不決之所は申送帳へ御書被成候て 寄合之節評義之上にて御目録へ書人可申事

十月朔日、細工所より香川金兵衛手代善八が御本箱を一つ持参（御本箱生地出来候に付壹つ持参）。見分したところ上々の出来なので、残りの箱も同様に仕上げるよう申し渡す。

十月五日、御書目校正につき談合。

十月八日、御書物校正御用につき書物奉行と掛の者、全員が寄合。

十月十四日、御役所の畳を見分するため、御畳奉行手代内田庄右衛門が来訪。残らず替えることに。書物方御役所の畳は、寛政十二年とその八年目（七年後）の文化四年に替えており、文化四年から八年目の今年（文化十一年）が畳替えの年に当たる由。

十月二十四日、校正の「御用談」（打ち合わせ）のため、近藤重蔵・鈴木岩次郎・高橋作左衛門の奉行三人が、組中世話役の木下伊右衛門と石井良平を連れて林家を訪れる。このためこの日は校正を休む。

十月晦日、目付の富永三郎右衛門より達書到来。内容は、明後日「公方様大納言様」（家斉と家慶）が亀有筋に御成につき、「御書物蔵詰」の黒鍔の者三人のうち二人を差し出すようにというもの。現在「御書目校正御用」中で、黒鍔の者が一人では御用に差し支えるので、三人のうち一人なら差し出せる旨回答（十一月十一日にも同様の要請があり、同様の回答をする）。

十一月七日、雨雪のため校正を延期する（悪天候の日に書物を御蔵から御役所へ持ち出し、万一落としたら大変という判断から）。

十二月二日、『庶物類纂』中に朝鮮人・琉球人の序文が有るか無いかを調べ、成嶋郡之介へ回答すべき旨。

十二月四日、校正御用を務める組中（「同心」の御手当願を差し出した件につき、周防守より布施蔵之丞を介して、一ヶ月に一人金一分下される旨仰せ渡される）。

十二月五日、『庶物類纂』序文の調査結果は左の通り。

本文に丹羽序 次に三韓東郭序文 次に室直清か序有之候 且別冊に致し附し有之候 本に朝鮮趙德祚か序 琉球蔡宏謨か序有之

阪田 半蔵
杉山 庄五郎
持田 金藏
石井 良平

十二月六日、「御書物篋笥」（御書物箱）二十八が出来た旨細工所より連絡あり（↓十二月七日に受け取る）。

二月二日、東御蔵に所々雨漏り。「三礼義疏」の箱の上に雨漏り夥しく、箱の中にしみ通り、御本帙とも濡れる。明日干すべき旨。雨漏りについて、小普請方に達あるべし（↓翌三日、小普請方へ達す）

渡す。
四月二十九日、「諸（庶）物類纂」十九冊、「府県志」十三冊を御用で差し出す。
五月朔日、「塙本目録」を清書の儀。
五月二十二日、（書物同心）木本禎蔵病氣につき「御抱替願書」を、摂津守へ林阿弥を介して差し出す。この件につき、五月十七日に左の記事あり。

同日、「御国絵図」の「張目録」を三十ほど張る。
十二月二十二日、唐本屋正作が家業相続向を林阿弥を介して周防守へ差し上げる。

二月八日、「三礼義疏」を今日も干させる。いまだ湿気が抜けず。「湿り取れ候迄日々相干可然候」。

木本禎蔵去十一月中より病氣之処 当春より別て相勝れ不申 種々養生致候得共 全快御奉公難相勤 依之御番代可相願悻無之候間 同人養父小市娘へ杉山善兵衛次男聲に致し 弟之続を以番代相願度段 伊右衛門を以願書差出候

十二月二十五日、「御預御書籍」五十一冊を受け取る。この件につき「布施蔵之丞より受取候処 同人の積りにて屋代太「」（郎より）受取」とあり。本来は奥右筆の布施蔵之丞から受け取るはずだが、屋代太郎（名は弘賢。当時は奥右筆所詰支配勘定格か）から受け取ったというのであろう。

二月十四日、雨雪が激しいので「校正」を延期。
二月十八日、御書目校正の手当金について、以下の記述あり。「校正方御手当金 正月二月両月分 今日御金蔵より請取相済候段申聞候」
二月二十二日、「寛政系譜」（寛政重修諸家譜）五番一棹を二丸へ廻し、前田俊蔵に渡す。
二月二十八日、「庶物類纂」疏属四帙二十一冊を、邦之助を介して差し出す。

同日（五月二十二日）、小田与物治（書物同心）の悻專吉に無足見習が申し渡される。
五月二十七日、目付の間宮諸左衛門より、左の旨達あり。

文化十二年乙亥（一八一五）正月から六月まで
【第百七十二冊目】

（正月）近藤重蔵（二月）無記（三月）無記
（四月）無記（五月）無記（六月）無記

二月二十九日、目付の牧助右衛門より達到来。内容は、明晦日「増上寺有章院様御霊前御参詣」につき、書物方の黒鍬三人のうち一人を出してほしい旨（承知の旨回答）。

御目見以上之妻御乳持御用に付 去冬中より此節迄出産之者 御乳細候共不苦 且部屋住之妻も同様 無有共来月昨日迄 同人迄可致返答

正月二十六日、「御書目校正始」につき寄合。メンバーは左の通り。

詰番 近藤 重蔵
加番 高橋作左衛門
鈴木 岩次郎
木下伊右衛門

四月三日、十五日から紅葉山で御法会が始まるので、十五日・十六日・十七日の三日間、校正を休むことに。
四月十日、（書物同心）鈴木専助病氣につき、養子の万之助への「御番代願」を差し出す（↓四月十九日、鈴木専助に願いの通り御暇の旨、申し

將軍家齊の子女が多く、お乳を差し上げる御乳持が不足。あわせて従来のように御家人（御目見以下）の妻だけでなく御目見以上（旗本）の妻も御乳持に採用するので、去年の冬から現在までに出産した旗本の妻の有無を、たとえ乳の出が悪く

ても、部屋住の者の妻でも構わないから、目付に届け出るように、というのである（書物方では、六月朔日に近藤重蔵が「御乳持登書」を差し出す）。五月二十九日、『世史正綱』を、布施蔵之丞を介して撰津守へ差し出す。

明後二日（六月二日）に『寛政重修諸家譜』一之長持一棹を、屋代太郎の部屋へ廻すべき旨。

六月二十一日、藤井佐左衛門の御役御免願を、近藤重蔵が駿河守（若年寄・植村駿河守）宅へ持参し、公用人を以て進達。

六月二十三日、藤井佐左衛門、病気につき願いの通り御役御免の旨、青山下野守（老中・青山下野守忠裕）仰せ渡さる。

文化十二年乙亥（一八一五）七月から十二月まで
【第百七十三冊目】

（七月）高橋作左衛門（八月）無記

（九月）無記（十月）無記

（十一月）高橋作左衛門（十二月）無記

七月朔日、『幼々新書』二十冊、『医学集成』六冊を差し上げる（拝借願）。

七月九日、校正（御書目校正）の用紙と筆墨を御納戸より受け取る（「校正御手当裏印相濟 御勘定より良平受取申候」）。

七月二十三日、藤井佐左衛門跡役（後任の書物奉行）に夏目勇次郎（大番加納大和守組 高三百俵）仰せ付けらる。役扶持は並の通り。

七月二十五日、（新任の夏目勇次郎に）「組中引渡」あり。組中（書物同心）の名は左の通り。

江西 文蔵

木下伊右衛門

津田 哲五郎

持田 金蔵

江西 清太郎

野崎 斧次郎

小田善左衛門

石井 良平

杉山 善兵衛

小田 専吉

鈴木 万之介

木本 金次郎

八月三日、「県志」九冊、『諸（庶）物類纂』三帙を、成嶋邦之助を介して差し出す。

八月六日、唐本屋清之丞参上し、「御風入」を手伝う。

同日、撰津守（若年寄・堀田撰津守正敦）より布施蔵之丞を介して左の書物が新規お預けとなる。

一 二程全書

一 朱子年譜

一 欽定天禄琳瑯書目

一 刺蘭迭曆法 是は当分／御預け也 三卷

八月八日、撰津守より夏目勇次郎へ書付にて左のように仰せ渡される。内容は従前通り「御実紀取調御用」（いわゆる「徳川実紀」の編纂業務）を務めるようにというもの。

御実紀取調御用 如是迄成嶋邦之助に差添可被相勤候 御手当儀も有来通被下候間 可得其意候

八月十日、「県志類物産」十部、『三才図会』鳥獸之部六冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

同日、成嶋邦之助来訪。修復中の『江西通志』のうち、「物産」について記した巻を、修復が済み次第差し出すべき旨（八月十二日、『江西通志』のうち一冊を差し出す）。

八月十七日、『広平県志』首巻一冊を差し出す。八月二十日、『御製盛京賦』漢字第一冊を、青木郷助を介して撰津守へ差し出す。同書は高橋作左衛門が拝借。「高橋作左衛門拝借になる 同人拝借書面え奉附いたし 郷助を以致返上候」とあり。高橋が満州語研究のために拝借を願ひ出たものの。

九月十日、駿河守御用で無板本のうち『暦算書刊繆』二冊を差し出すべき旨（高橋作左衛門拝借）。

九月十九日、二丸で「系譜懸り」の三輪為蔵から『寛政系譜』七棹を受け取る。

九月二十二日、『別本浙江通志』ほか十八部の中国地方志が修復中で未だ差し出されていないので、修復が済み次第差し出すよう、成嶋邦之助より指示あり。

十月十六日、当年修復の御書物三百冊の修復が完了する。出来具合を見分。

十一月二日、祭酒（＝林大学頭）来訪。御書目校正の相談をする。

十一月十九日、階子（はしご）の「引替願」お

よび「御修復御褒美願」を、御用部屋（坊主）の貞佐を介して撰津守へ差し出す。

十一月十九日から二十五日にかけて、宝永年間から延享五年までの「御日記」を調査する。

十一月二十六日、寄合致し御書目の校正を行う。

十二月朔日、『庶書類纂』六帙三十一冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

十二月七日、小普請方手代の安藤栄助が階子の引き替えの件につき来る。書物方の竹階子は従来「銅巻」だが、（経費節減のため）の役所も「蕨縄巻」としているのので、書物方も「蕨縄巻」で差し支えないかと打診あり。他の役所同様で苦しからざる旨回答する。

十二月十六日、東御蔵の修復願を、御用部屋坊主の良運を介して撰津守へ差し出す。

文化十三年丙子（一八一六）正月から六月まで

【第百七十四冊目】

（正月）近藤重蔵（二月）無記（三月）無記

（四月）夏目勇次郎（五月）近藤重蔵

（六月）鈴木岩次郎

正月二十三日、先達て祭酒より渡された「書目」の突き合わせが済む。

二月二日、小普請方肝煎が来て、本日から東御蔵の屋根瓦の修繕に取りかかる旨。

二月七日、百人櫓に収納してある「御朱印御長持」二十七棹（二十八棹？）の内、三棹が大破の状態で残り二十五棹と「御右筆所御預り長持」一棹・櫃二つを蓮池御門櫓へ移し替える作業が終了

する。

二月十三日、「御朱印御長持損之分」として左の記述あり。

寺社領 宝暦十四年 御封印 松平和泉守 戸田采女正

寺社領 寛延二年 御封印 宝暦十二巳年納

延享（切れて相合） 松平和泉守 戸田采女正

壹棹は蓋之書付相分り兼申候

宝暦十二年七月十二日 井上河内守殿御封印にて請取 明和四年二月 御書物奉行連印之上封印いたし御櫓え納候と申張礼有之候

二月十五日、百人櫓に残した「御朱印御長持」三棹を、作事方にて仮修繕したのち、蓮池御門櫓へ残らず移し替える。

二月十六日、目付の富永三郎左衛門より達書到来。内容は、当年七年目につき「諸国人別書付」を差し出すべき旨。

二月二十六日、「御書籍校正」につき寄合。同日、三箇所の御蔵の雨漏り調査。東御蔵に大きな雨漏り箇所があったので、小普請方にその旨申しつかわす。

四月四日、当年修復分の御書物が三百冊に及ぶ旨。

四月十一日、奥御用で『思明府志』一冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

四月二十一日、役所ほかの「雪隠」を、月番の書物奉行（夏目）勇次郎が家来に残らず掃除させる（除掃致置候）。

四月二十九日、奥御用で「別本大名府志物産」一冊を五月二日に差し出すべき旨。

五月十九日、先達て仮お預けになった『曆象考成国字解』を近日中に差し出すべき旨、布施内蔵丞より指示あり（↓五月二十二日、差し出す）。

五月二十三日、「御書籍評議」のため寄合。夏目勇次郎は産穢のため欠席。

五月二十四日、出雲寺源七郎が「武鑑」に御三家の家老を載せた件につき、撰津守より書付を以て申し渡しあり。御三家の家老を載せたことが、「不念」（不注意）とされたのである。

五月二十五日、出雲寺源七郎の「武鑑」の件につき、書物奉行一同が「差扣伺書」（自宅謹慎の伺書）を撰津守へ差し出したところ、差控に及ばざる旨仰せ渡される。

六月十八日、奥御用で『諸（庶）書類纂』『県志類』を成嶋邦之介（助）を介して差し出す。

六月二十六日、林大学頭拝借の「三河国絵図」一枚を「郷帳」共差し出す。

文化十三年丙子（一八一六）七月から十二月まで

【第百七十五冊目】

（七月）欠（八月）無記（閏八月）近藤重蔵

（九月）鈴木岩次郎（十月）無記

（十一月）無記（十二月）無記

*七月朔日から七月三日までの日記は欠。

七月四日、校正(「御書目校正」)を休み、「出納帳」を調べる。

七月五日、左を殿中の新部屋において「四人相揃」(書物奉行四人で)周防守(若年寄・京極周防守高備)へ直に差し上げる。ほかに「御目録草稿」二冊をお目に懸けたところ、「御留」になる(周防守の手もとに留められる)。

一 御文庫御書物取扱方奉伺候書付 壹冊

一 御本取扱并名目之覚 一冊

一 御本目録 一冊

一 御前本に准し取扱可申品之覚 一冊

右四通一袋に入

同日、「法曹類林」について伺の書付、左の通り。

内容は『法曹類林』『詩経図』の「仕立」の件。

一 法曹類林

御書物之儀に付奉伺候書付

但法曹類林・詩経図仕立之義也

右(「伺」の書付)は御入用掛り候義に付

駿河守殿に新部屋におゐて四人相揃御直

に差上る 尤法曹類林三巻・詩経図周南

召南の図一包并総目共持出 右仕立手本

金沢本左伝・群書治要一卷つ、持参 懸

御目候

一 右書物手入伺 即刻御入用積■取■甲上

候様 御同人田中龍之助を以被仰渡候

七月十二日、「新訂万国全図」(高橋作左衛門被仰付候官版銅鏤)『万国略図』銅鏤(同人献上)が新規お預けに。

同日、「出納帳」取り調べのため校正は致さず。

七月二十五日、御殿において、周防守から皆川(蜷川か)伊兵衛を介して「式部卿殿御持参之書目」を渡される。

「式部卿」は家斉の子で幼名菊十代、のち斉順。

この年六月に十六歳で和歌山藩主徳川治宝の息女豊姫の躰となり、文政七年六月に和歌山藩主。弘化三年(一八四六)に四十六歳で没した。すなわち式部卿齊順が持参する書物の目録を若年寄から渡されたのである。

持参する書物について、御蔵(紅葉山文庫)に二部以上あるものは、うち一部を式部卿が持参し、一部あるいは一部もない書物は、買い上げになる旨、若狭守(老中の酒井若狭守忠進か)の指示がある由。

七月二十七日、奥御用で差し出していた『三礼義疏』ほか三帙二十五冊が返納(相下)。以後、「出納帳」と突き合わせて書名に割印を押して、出納管理の万全を期すことに(以後如是出納帳突合割印押し候は、御取締可宜と存候)。

*書物方日記に実際に割印が押されている。

八月二日、先達て差し上げた書付(「御文庫御書物取扱方奉伺書付」)について、伺の趣はもつともであるが、いちいち指図も出来ないもので、左の様に心得るよう指示あり。

覚

書面被申候大意之趣を以 巨細に取調可被相伺候 其上にて猶又相達品も可有之候

一 御前本之類取扱方籠略之儀も候は、 已来相改 入念可被申は勿論之事に候

一 権現様御前本にても 清め候て取扱候には 不及候

八月六日、「出納帳」と「奥」の「扣」との突き合わせを成嶋邦之助に頼んだところ、すくなからぬ相違あることが判明(彼方扣とは余程相違御座候)。そこで「表」の「御右筆所扣帳」との突き合わせを田中龍之助に依頼する。

八月十四日、長持に収めてあった「城国御絵物」がそれぞれ箱入りになったので(「銘々御箱入に相成候故」、樟脳の必要量が増し、当年は樟脳が二十一斤も不足する由)。

八月十六日、阿部備中守献上の『福山志』三十五冊がお預けになる(「御下被成候」)。

八月二十九日、奥御用の「県志物産」十三冊を差し出す。

八月晦日、「御前本之儀に付奉伺候書付」一通。「御前本目録」一通。「御代々様御前本全備候様仕度心附候儀申上候書付」一通。ならびに「植字版」(慶長古活字版)の『東鑑』『七書』『貞観政要』の三部一冊ずつを、蔵之丞を介して差し出す。

閏八月二日、新国絵図のうち「駿河絵図」「遠江絵図」を、「郷帳」と共に大学頭へ差し出す。

閏八月五日、目付より達書到来。内容は、天文

方高橋作左衛門の「手附」(配下)たちが近々江戸市中を測量するので(「御府内測量取掛候間」、測量に支障を生じないように辻番人に申し渡すべき旨)。

閏八月八日、修復書物の見分をする。修復された書物は百五十冊。ほかに「錯乱絨直し」(乱丁の綴直し)五十冊。

閏八月十八日、「御製曆象考成上編国字解」二十冊が新規お預けとなる。

閏八月二十三日、校正御用のため林大学頭が来訪。相談をする。

九月十四日、「南山巡狩録」二十五冊を差し出す。

九月十五日、母の死去につき近藤重蔵の「忌服届書」を、鈴木岩次郎から駿河守へ差し出す。

十月朔日、先達て近藤重蔵が差し出した「活版」の「貞観政要」「七書」の冊数を布施蔵之丞から問われ、同人へ冊数書付を渡す。

十月三日、林大学頭拝借願いの『文選双字類要』『文林綺繡』のうち、後者は「校正」の結果、『文選錦字』と書名を改めたので、外題を書き直し張り替えて東御蔵に入れ置く(↓十月五日に差し出す)。

十月六日、目付の筒井佐次右衛門より達書到来。内容は、百人組「二重櫓修復の節」「御道具」を蓮池槽へ移し替えたが、此の節、畳方が多用で「古表」(古い畳表)の置き所がないので、右槽(蓮池槽)を空けるよう作事方から要請があった旨。

十月九日、式部卿(徳川斉順)の御用書物のうち、『十二史』『三天全』『通鑑』『玉海』の四部をお買い上げになる(購入することになったので、御書物師に申し渡すべき旨。購入に際しては、

「右之御書へ日本人批点或は蔵板之印都て日本人の手入等有之候は御用に不相成 唐人の点書人等是不苦由」秋山内記より指示あり。日本人の書き入れや蔵書印がある書物は購入してはならぬ(中国人のものには構わない)というのである。

十月十日、式部卿御用の書物の「御買上御用」(購入御用)を仰せつけられた出雲寺源七郎が御礼に参上する。

十一月五日、蓮池槽の「御朱印写入御長持」を百人槽へ移し替える。

十一月六日、「拙者」(近藤重蔵)が所持する「慶長植字版」の『七書』『貞観政要』『東鑑』を御用につき差し上げるよう、周防守より殿中の新部屋で直に仰せ渡される。

十一月二十一日、「式部卿え被進御本」を若狭守(老中・酒井若狭守忠進)と周防守(若年寄・京極周防守高備)が殿中で見分。ただし『十三経』は箱が寸法違いなので本日中に拵え直すべき旨を申し上げる。殿中では細工頭の犬塚亀之進と書物奉行の高橋作左衛門、夏目勇次郎が陰時計の間に控え、時計の間で滞りなく見分が済む。その後清水館の清水亀之進へ相廻わす。続いて左の記述あり。

一 十三経注疏 百六十冊 二箱

一 五経大全 六十四冊 一箱

一 四書大全 二十冊 一箱

性理大全 二十冊

一 大学衍義 三十六冊 一箱

大学衍義は林家より此度献上の御本故 目録に無之 御修復致し候のみ也

昨日御細工所同心内田伝之丞え相渡候御本 共都合十卷部差出之

右被進御本不殘御修復致出来候段 御届書 蛭川伊兵衛を以周防守殿へ差出之

十一月二十三日、当年「定式御書籍御修復」百五十冊の修復が済んだので、見分。先達ての分と合わせて計三百五十冊の修復が終わる。

十二月三日、近藤重蔵に銀二十枚が下される。先に近藤が所持する「慶長植字版」の『貞観政要』『東鑑』『七書』を差し上げた(献上した)ため。十二月九日、書物同心の規律強化をはかつて左の申し渡しあり。

只今迄御役所条約一定不致 組中も新古之差別無之故 申合等不行届候に付 江西文蔵筆頭之義に候間 此度右同人え申合 以 来区々之心得違無之 申合堅相守可申旨 同人宅え呼集め申達候様申渡候

十二月十一日、左の三部(近藤重蔵献上本)が新規お預けとなる。

貞観政要 慶長活字 八冊 管入

七書 同 七冊 同

東鑑 同 式十五冊 同

十二月十三日、「定式御書籍御修復」の用紙を御納戸から受け取り、東御蔵に入れ置く。左の通り。

一 中美濃紙 貳束

但当時無之 納り次第

御渡可申由 則預り書付

受取置候

一 下美濃紙 八束

一 八寸紙 壹束

一 半紙 五束

一 唐紙 五枚

校正御用に付

一 真書筆

壹対物

拾対

右之通請取申候

同日、煤払い（御役所煤払いたし候）

同日、大炊頭（老中・土井大炊頭利厚 御用の由にて御殿に参上。松平加賀守（金沢藩主・前田斉広）が御書物拝借願を出した件につき、①拝借させても支障はないか、②諸家に拝借を許した例があるか。以上二点を調査し回答すべき旨伊豆守（老中・松平伊豆守信明）より指示ある由。

十二月十六日、「松平加賀守御書籍拝借」の件につき、①支障なき旨、②先例がある旨を回答する。②については書物方日記の寛政三年十二月（十二月五日）の条を書き抜き、青木郷助を介し

て大炊頭へ差し出す（↓十二月二十五日、「松平加賀守御書物拝借願書」に、拝借に支障なき旨を記した別紙を添えて返上）。

十二月二十三日、儒者の依田源太左衛門拝借の『江筠齋叢書』を差し出す。

文化十四年丁丑（一八一七）正月から六月まで

【第百七十六冊目】

（正月）鈴木岩次郎（二月）高橋作左衛門

（三月）無記（四月）無記（五月）無記

（六月）無記

正月二十三日、御書目校正につき寄合。「進達」御断「応対」「支配諸願」は従来すべて「応対帳」に記していたが、混乱して不便なので、今後はそれぞれ別の帳面に記すこととする（「右四科別帳」に認候様）。

正月二十六日、金沢文庫本の『太平御覧』五十冊を、御用で明日差し出すべき旨。林大学頭の願いで学問所に御下げになるため。

正月二十九日、御書目校正のため、「新收取調」

（新収書目の調査）を本日までを終える。

二月十一日、「慶長植字板」（慶長古活字版）、

金沢文庫本、御文庫蔵書の取り扱い等の何を去冬周防守へ差し出したところ、本日左の「御書取」三通を下される

一 御書目致校正候

古写本

東鑑

右御前本に准し取扱候に不及 来暦（歴）書記し 北条本と唱へ並之御書物とは別段に取扱可申候

駿府御讓御本二十二部

右同断 駿府御讓御本と相唱可申候

慶長新写本三十一部

右同断 慶長御写本と唱可申候

延喜式

群書治要

右慶長御写本之内え組人可申候

享保新写校合御本

右来歴を記し候斗にて引分取扱に不及候

一 金沢文庫本之儀

御前本に准し候には不及 古写本 宋元板等之訳を以 別段入念取扱可申候 此外にも右様之品可有之哉 惣御目録改正迄に不残相改其品を定可申候事

一 慶長活字板本

御前本に准し取扱候に不及 慶長植字板と相唱入念取扱可被申候事

二月十三日、『詩経図』『法曹類林』の「御仕立御用紙」を御納戸より受け取る。大奉書二十帖と中美濃紙九帖。

二月二十一日、御儒者の依田源太左衛門拝借の

『学津討原』三百冊のうち五十四冊を差し出す。

二月二十八日、増嶋金之丞拝借の『芸海珠塵』を近々差し出すべき旨。

二月二十九日、松平（前田）加賀守から御書籍拝借願いが出された件につき、左の記述あり。

以前寛永系譜撰津守殿御宅え支配同心差添罷越候儀有之候間 右日記書抜 蛭川伊兵衛え遣之候処 左候は、大炊守殿宅え直に相廻し候方可然 尤日限之義は追て可申談候 且元板後漢書式部と有之 同版にて候哉異本にて候哉取調 明日迄に申聞候様 同人申聞候間 取調候処 同本にて候間 洪表紙之方可然哉に被存候

右の内容は大略次のとおりであろう。

堀田撰津守（若年寄）に『寛永系譜』を拝借させたときは書物同心が付添って撰津守宅に赴いた。そのことを記した書物方日記の抜粋を蛭川伊兵衛（奥右筆か）に渡したところ、直に大炊頭（老中・土井大炊頭か）宅へ差し出したほうがよいとの回答を得た。また元版の『後漢書』二部について、同版か異本か問合わせがあり、調査の後、同本（同版）であることを確認した（↓三月朔日にその旨回答）。

三月四日、松平加賀守拝借本を木下伊右衛門、津田哲五郎が付き添い、大炊頭宅へ持参し、公用人の小松順之助に渡す。拝借本は左の通り。

- 一 史記 四拾三冊
- 一同 四拾 冊

- 一 前漢書 三拾五冊
- 一 後漢書 貳拾壹冊
- 一 北史 五拾 冊
- 一 唐書 三拾貳冊

三月八日、『黄巖真志』『王氏画苑』を、成嶋邦之助を介して差し出す。

四月四日、当年修復された二百五十冊の見分を始めるよう津田哲五郎へ指示する。

四月七日、林大学頭拝借本、左の通り。明八日差し出すことに。

- 欽定天禄琳瑯書目 十冊二帙
- 新上総国絵図 同下総国絵図 各一枚
- 郷帳壹冊つ、附

四月二十八日、奥御用で『図書集成』を四つ過（午前十時過ぎ）まで差し出すべき旨。

五月十一日、『資治通鑑』十四冊を、御用で成嶋邦之助を介して差し出す。

五月十六日、校正のための「増人」（増員）が認められる。

五月十七日、奥御用で『十七史商榷』を差し出す。六月十七日、校正御用の筆墨紙を御納戸から受け取る。左の通り。

- 一 上蔵半紙 十束之内八束
- 一 生漉半切紙 五百枚之内貳百五十枚
- 右は去る七日十束之内式束受取
- 右五百枚之内去る十二日貳百五十枚受取

- 一 墨 三挺
- 一 朱墨 小形三挺

六月二十二日、「御条目御法令」「御朱印写人御長持」を御殿へ運び、例の通り黒書院で風干。

六月二十九日、林家拝借本、「古上野国絵図」壹枚 郷帳三冊「古下野国絵図 壹枚」（↓六月晦日に差し出す）。

同日、御書目校正御用につき、近藤重蔵より御書物拝借の伺が出され、伺の通り仰せ渡される。

同日、宋板『通典』四十四冊が新規お預けになる。新御蔵に納め置く。

文化十四年丁丑（一八一七）七月から十二月まで

【第百七十七冊目】

（七月）夏目勇次郎（八月）無記（九月）無記（十月）無記（十一月）無記（十二月）無記

七月五日、松平加賀守より贈物の件につき、布施蔵之助を介して駿河守へ差し出す（翌六日に、受け取ってもよい旨仰せあり）。

七月十三日、松平加賀守御書物拝借の際に、これを取り扱った世話役（書物同心の世話役）兩人と「助之者」一人に、松平加賀守から金三百疋ずつ贈られる。受け取ってよいか三人から連名で何書が出される（↓七月十八日に、受納すべき旨を申し渡す）。

七月十七日、林大学頭拝借の「新国絵図之内下

野国郷帳一冊」を差し出す。

七月二十日、高橋作左衛門門拜借の『千字文集註』を、青木郷助を介して差し出す。

八月八日、「慶長植字板御本」「御譲御本」「金沢本」等の新しい箱（新規御筥）と修繕済みの箱（御取繕御筥）、計二十三箱を、細工所に赴き受け取る。以下の付記あり。「但内新規式筥は注文違にて明日仕直しに可差遣事 又内壱つ御系図外筥余計に受取候間 是又明日相返可申事」。

八月十五日、左の通り新規お預けとなる。屋代太郎から受け取る。計十九部。

- 一 乾隆御定石経 二百四帖 四字当為
- 一 三礼図 壹帙
- 一 星土釈 壹帙
- 一 皇明論紀彙編 二帙
- 一 大学疏義 共二帙
- 一 論語集註考証
- 一 孟子集註考証
- 一 綱目訂誤 一帙
- 一 寰宇分合志 一帙
- 一 救荒活民書 二帙
- 一 清文集書 一帙
- 一 歳時広記 一帙
- 一 韓文考異 四帙
- 一 四庫全書考証 八帙
- 一 韻府拾遺 四帙
- 一 月令粹編 一帙

一 浙江採集遺書総録 一帙

一 医師秘笈 一帙

一 外科百效 一帙

一 元史芸文志 一帙

一 元史氏族表 一帙

続いて左の記述あり。

下り御本并新規御預本共日記へ明細に相記可然奉存候 去十三日新規御本幾部と斗記し有之候 以後明細に相記し候様可然奉存候間申送候

右は当日「詰」だった近藤重蔵が書いたもの。以後、返納本（「下り御本」）や新規お預け本は、日記にその明細を記すべきであると述べている。

八月十六日、元文元年乾の日記（書物方日記）を見つけ出し、「御日記筆筒」に収納する。小口に「享保二十一年元文元」とあり。

九月二日、奥御用で、『鷺峯集』のうち「月痕洞之詩」を書き抜き、成嶋邦之助へ遣わす。

九月七日、近藤重蔵拜借の御書籍『汗筠齋叢書』のうち「崇文総目」五冊・「欽定天録琳瑯書目」十冊を「宅下け」とする。

九月八日、大学頭来訪。御書目校正について評議。

九月十日、近藤重蔵の著述、『御本日記附註』『同続録』『御写本譜』『御代々文事表』計十冊、藁本（稿本）一帙の献上願を、布施蔵之丞を介して、駿河守（若年寄・植村駿河守）へ差し上げる。九月十八日、「寛文御写本名目伺書」「駿河御文

庫本取扱伺書」の二通を、布施内蔵之丞を介して

近江守（若年寄・小笠原近江守）へ差し出す。

九月十九日、左の御書物を明日明後日のうちに差し出すべき旨（林大学頭、依田源太左衛門門拜借のため）。

一 三体詩 三冊

右林大学頭拜借

一 韓非子 四冊

一 韓非子評訂 六冊

一 韓非子迂評 四冊

一 管韓評林 六冊

一 管韓神駒 三冊

一 淮南子摘奇 三冊

都合六部

右依田源太左衛門門拜借に付 東御蔵御文庫え入置候

十月四日、「東御蔵物御修復願書」「御飾本之義に付申上候書付」を、駿河守へ布施蔵之丞を介して差し上げる。

同日、「地理志之内府州県志類■全備仕候様申上候書付」を周防守（若年寄・京極周防守）へ差し出す。

十月九日、先達て学問所へ下された（御下けに相成候）『金沢本太平御覧』の残り六十四冊が（学問所）へ下されることに（翌十日、差し出す）。

十月十二日、『法曹類林』『詩経図』の「仕立」の仕上がり具合を見分する。

十一月五日、四つ半時、「大地震」あり。東御蔵の所々が損じ、とりわけ北側の壁の傷みが甚だ

し（殊に北之方壁劣み土落損し有之）。

十一月十日、御書目校正御用のため「書目」六部を借用したい旨林大学頭から要請があり、本日殿中で「目録」一通を同人に渡す。「書目」は「応対帳」に書き留める。

同日、拙者（近藤重蔵）の著書献上が許される（願之通献上可仕旨）。

同日、祭酒（林大学頭）の（校正評議）欠席の件につき、左の記述あり。

祭酒来十七日出席之旨 此間約束之■此間之出席にて御蔵内にて殊外冷帰り候てより疝積氣故 十七日は延引 来春にいたし度申聞候間 承知之旨挨拶いたし候（下略）

十二月七日、依田源太左衛門、『齊乘』『太平寰宇記』『元和郡志』拝借の旨（翌八日、差し出す）。同日、近藤重蔵が、作成した「清国地志収否検目校合取調」の（他の奉行による）順覧と評議を乞う。

十二月二十二日、近藤重蔵著の五部を、殿中新部屋において駿河守へ差し出し献上。献上目録は左の通り。

- 御本日記附録 三冊
- 同 続録 三冊
- 御写本譜 一冊
- 御代々御文字（事）表 二冊
- 御代々御詩歌 一冊
- 右十冊一帙

文化十五年戊寅（一八一八）正月から六月まで
【第百七十八冊目】（四月二十二日改元→文政元年）

（正月）鈴木岩次郎（二月）無記（三月）無記
（四月）無記（五月）無記（六月）無記

正月二十六日、朝の地震で西御蔵戸前上の土が落ち、新御蔵の白土が落ちる。ほかに東御蔵内の西側に四箇所・東側に一箇所の雨漏りを発見。張り札をする。また経の箱の中に雨が流れ込んでいたので、（中の書物を）仮に空き箱に入れ替える。

二月三日、近藤重蔵が『金沢本末板 尚書正義』十七冊と『浙江採集遺書総目』十冊一帙の拝借願書を差し出す。

二月七日、林家拝借本の『李長吉詩集』四冊を青木郷助を介して差し出す。

二月十三日、奥御用で『西洋紀聞』三冊を差し出す。続いて同十六日、『新井白石考』を差し出す。

二月十九日、『十三経注疏校勘記』八帙六十四冊が新規お預けになる。

二月二十七日、「清国地志収否検目」の校合が済み、近藤重蔵宅へ下げる。

二月晦日、哲五郎（書物同心・津田哲五郎）が、『貞享諸家書付』を修復する。

三月九日、依田源太左衛門拝借の『通志』百二十四冊と『二十子全書』三十六冊を、青木郷助を介して差し出す。

三月十二日、御書目校正のため、林祭酒（大学頭）が来訪。

三月十六日、「御目録」の経・歴史・諸子の部、計五冊を校正（校正担当の）同心五人（木下伊右

衛門・坂田磐蔵・相山精一郎・持田金藏・井上長蔵）の「宅下け」とする（それぞれ自宅へ持ち帰る）。三月十八日、小普請方手代の増田正一が「御蔵絵図面」を持参し、次のように述べる。「右御修復被仰立には非常の為と被仰立候は、窓数多候ては非常の為不立候に付 朱引之通減少附替候ては如何有之哉」。修復プランでは窓が多いので、これを減らすべきだというのである。

三月二十八日、増嶋金之丞、吉田勇太郎拝借本を、青木郷助を介して差し出す。左の通り。

- 一 詩義翼 四冊
- 一 説経劉記 三冊
- 一 経髓 二冊
- 一 五経困学 三十二冊

吉田勇太郎拝借
一 靈台儀象志 二十冊

但附図二巻は先達て作左衛門拝借に相成居るに付 今日の本編二十冊斗り下り候 出納帳可見合

四月七日、御書目校正につき大学頭来訪。同役（書物奉行）申し合わせ寄合。

四月十二日、和書と医書の目録校正のために杉本忠温、多紀安長、塙検校らが御蔵に来て調査したい旨願書が出される。

四月十四日、奥御用で「草木典」四帙、「県志」十部十冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

同日、林家と依田源太左衛門の拝借本、左の通り。

李文公集 貳冊 眉庵集 貳冊
静居集 貳冊 劉須溪九種之内 貳冊
李長吉集 貳冊

右林家拝借

類説 三十冊 会元選要 二十冊

右依田源太左衛門拝借

四月二十六日、(御書物師) 出雲寺源七郎から、
転居先が遠く、急な御用の節支障をきたす恐れが
あるので、遠縁の小山市右衛門の住居(神田弁慶
橋)を当分の間「御用場」にしたい旨の届が出さ
れた旨。

五月十五日、法帖の修復につき、伺通り「御入
用積り」を差し上げるよう、青木郷藏を介して周
防守の指示あり。あわせて法帖類が残らず返納さ
れる(「御下被成候候」)。翌日(修復を請け負つ)
出雲寺源七郎を呼び出して「御入用積り」を渡す
ことに。法帖は左の通り。

十二帖之内一と二

一 星鳳帖 二帖
一 銀群帖 一帖
一 響琴斎(帖) 五帖
一 蘇米帖 二帖

六月八日、法帖物修復につき、出雲寺源七郎が
手代職人を連れて参上。左の見積もりをさせる。

鷺群帖 一帖 星鳳楼帖 十二帖
蘇米詩帖 貳帖 響琴斎帖 五帖

六月十八日、布施藏之丞を介して周防守から、
御医師兩人(杉本忠温・多紀安長)と塙検校が御
蔵に入って医書・和書を調査することはならぬ旨
(「難相成段」)仰せ渡される。
六月二十三日、林家拝借本を、青木郷助を介し
て紀伊守(若年寄・内藤紀伊守信敦)へ差し出す。
書名は左の通り。

子類

儒家部

性理彙編

二本

史部

古事部

唐会要

三十二本

集部

文史部

昭代選屑

六本

御家部

古国絵図之内

伊豆国図

新国絵図之内

伊豆国図

但し郷牒共

文化十五年戊寅(一一八八)七月から十二月まで

【第七十九冊目】

(七月) 夏目勇次郎(八月) 無記
(九月) 鈴木岩次郎(十月) 高橋作左衛門
(十一月) 無記(十二月) 近藤重藏

七月三日、依田源太左衛門拝借本、左の通り(一
両日中に差し出すべき旨)。

武経総要 八冊

武経参同 貳冊

鐘鼎疑識 四冊

王氏意雅

願字斎億語

六研斎筆記

詹氏少弁 十三冊

七月五日、近藤重藏の御書籍拝借につき左の記
述あり。『群書治要』については七月三日の日記
に「金沢文庫本」とあり。

群書治要 十三経校勘記

右は校正御用に付見合に付重藏拝借 今日
御殿え相廻し候拝借願書奉附いたし 駿河
守殿え青木郷助を以 勇次郎差出候積りに
て拙者(＝重藏)差出す(↓七月七日拝借)

七月六日、「歴史之御目録草稿」を精一郎(校
正担当の相山精一郎)が記し差し出す。

同日、「経部御目録正陋窺帳」の清書を差し出す。
七月九日、「図書集成之内 草木典」六十四冊を、
成嶋邦之助を介して差し出す。

*八月十三日から十六日の日記を欠く。

八月二十六日、「経部第貳冊御目錄草稿」を、精一郎差し出す。

八月二十九日、近藤重蔵編『外蕃通書』二十八冊のうち、中書が完成した九冊および『外蕃書翰』二帖を献上したき旨、青木郷助を介して近江守へ稿本を添えて申し上げる。

九月朔日、「県志」物産之部、十部十冊を差し出す。同日、近藤重蔵『世説』拝借の旨（↓九月二日差し出す）。

九月六日、近藤重蔵拝借の左の書籍を、青木郷助を介して差し出す。

一 郡（群）書治要 自二十四三三迄都合

拾巻

一 古今書刻 二冊

九月十四日、御書目に関して明らかでない点は塙検校に問い合わせる様に林大学頭に指示（「御沙汰」があつたことについて、大学頭から近藤重蔵に対して、その際の手続きが伝えられる。原文は左の通り）。

先初発は大学頭へ申達候様 其節表向同人より塙へ可被申達手続之由 其後之事は直談たりとも従時宜可申旨 大学頭より重蔵方へ被申越候

塙に問い合わせる際はまず林大学頭にその旨を伝え、あくまで大学頭から塙へ通知することにするといふのである。

十月朔日、御文庫の書籍を「正本」と「陋本」

に分類し取り扱件について、何の通りにすべき旨仰せ渡される。

十月四日、「府県志物産之分」十二冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。右を「御用出御本出納帳」に書き留める。

十月五日、『郡（群）書治要』三十四巻から四十三巻までの拾巻を、周防守御用につき差し出す。

十月二十日、表御用で差し出す際の手続きについて、左のように取り決める。以後は奥御用で差し出すとき同様に「上ケ目録」を添えて差し出すようにというのである。

此以後表御用にて御本上り候節 上ケ目録を添て差出候様 青木郷助申聞候間

（全か）ては上目録添差出候様御心得可被成候事

十一月十日、林家拝借の図を、青木郷助を介して撰津守へ差し出す。左の通り。

安房国図一枚 新国之方同志枚 郷帳一冊
常陸国図一枚 新国之方同一枚 郷帳一冊

十一月二十五日、表御用で『群書治要』四十四巻から五十一巻まで計七巻を、青木郷助を介して差し出す。

十二月三日、法帖物修復の件、何の通り仰せ渡される。

十二月五日、祭酒（林大学頭）拝借本、明朝例刻に差し出すべき旨。書名は左の通り。

辺華泉集 四本

蘇門集 同

明百家詩之内

高楊張徐集 二本

十二月十二日、左を、駿河守御用で「左衛門（依田源太左衛門か）拝借の旨」

十二月二十一日、高橋作左衛門拝借本『龍威秘書』第九函一帙を差し出す。

文政二年己卯（一八一九）正月から六月まで

【第百八十冊目】

（正月）鈴木岩次郎（二月）無記

（三月）夏目勇次郎（四月）鈴木岩次郎

（閏四月）無記（五月）無記（六月）無記

正月二十一日、奥御用で「府県志」九冊を差し出す。

正月二十六日、『四庫全書惣目』一部、高橋殿（高橋作左衛門か）より（書物方）役所へ遣わす。

二月二日、「近藤重蔵義 明三日四時御城え可被罷出旨」、駿河守より仰せ渡される。

二月三日、近藤重蔵、大坂御弓矢奉行を拝命。

二月六日、近藤重蔵の拝借本に関して左の記述あり。

重蔵拝借之御本取調別紙に認置 猶又能々御調（可）被成候

出納帳之内 左之御本何方拝借に「」

候哉相知兼候 同人（近藤重蔵） 拝借にては無之哉「一」
回々曆書 六冊 万国全図 一帖

二月十三日、林家拝借本を差し出す。左の通り。

左伝東萊博義 二冊
別本左伝東萊博義 四冊
東萊博義補註 十冊
東萊博義正伝 一冊
別集類
詠梅百首 一冊
梅花百詠 一冊

二月十九日、近藤重蔵拝借本の返上に関して左の記述あり。拝借本を「元同役」（書物奉行）から返上すべきか、大目付から返上すべきか、右筆の青木郷助に問い合わせたところ、「元同役」が然るべしとの回答を得たというのである。

近藤重蔵拝借之御書籍返上之義 元同役を以返上可仕哉 又は大目付を以返上可仕哉 青木郷助へ同人承合候処 元同役を以返上之方可然申聞候に付 明廿日御殿（え）持出し（可）申積りに御座候間（下略）

二月二十六日、近藤重蔵「拝借之御長持并書拔」を返納する。

三月十七日、青木郷助より、左を拝借の旨。

別集

書物方年代記⑤ 文化十一年〜安政四年

鄭詩 四本
息園存稿 十四
王奉常集 五
楊南峯全集 五

総集

釣台集 三

右五部 林大学頭拝借 紀伊守殿

是路録 八

益智録 十

東丘編 一

学古適用編 十六

穀山筆塵 四

河上楮談 三

百家類纂内

韓非 二

秘書七種内

同 一

右八部 依田源太左衛門拝借 近江守殿

星土釈

右 高橋作左衛門拝借

圖書集成曆法典彙帙 十六冊

右 吉田勇太郎拝借 駿河守殿

右取調置候 御差出可被成候

東御蔵御文庫入置候

四月十六日、「御役所火之元立合」の儀につき、左の記述あり。内容は、以後、「御役所」（書物方

の事務室）で用いる「火」の請取と返納に際しては、かならず書物方の者が立ち合うよう確認したものの。

御役所火之元立合之義 是迄元火相返候節は同役立合申候儀に候得共 下番衆立合に罷越候のみにて御座候間 以来は拙者共方にも請取渡共組之者切にて立合為致度旨御宝蔵番之頭え先達て相談し候処 一応御留守居衆え申聞候上にて挨拶可致旨申聞候処 今日於御殿 番之頭水谷又助申聞候には 先達て御掛合之通にて可然候間 明朝下番所え可申渡旨申聞候間 以来は組中にて請取渡共立合可申旨 磐蔵（同心の坂田磐蔵）え申渡候

四月二十三日、奥御用で、成鳴邦之助を介して左を差し出す。

此間申送り之経解之内

毛詩名物抄 六冊

逸齋詩補伝 十一冊

毛詩集解 二十一冊

県志類

陽山県志 一冊

瓊山々々

西寧々々

臨高々々

封川々々

陽春々々

新興々々

高要 々々
 河原 々々
 興寧 々々
 翁源 々々
 乳源 々々
 恵来 々々

閏四月十日、近江守（若年寄・小笠原近江守）より、近藤重蔵の跡役（後任者）は任命しないこと。書物同心を五人増員することを仰せ渡される。増員を申し渡したのは左の五人。

大御番頭
 水野遠江守同心
 根岸 忠太

御持頭
 坪内玄蕃組同心
 海賀善四郎

火消役
 戸田内蔵助組同心
 長岡 進蔵

御先手
 進 鬼太郎組同心
 市野 釜司

小普請組
 松平内匠頭組
 白井民五郎

閏四月十二日、拝借本を、青木郷助を介して差し出す。

（林大学頭拝借）

古甲斐国絵図一枚 新同一枚 郷帳一冊
 古尾張国絵図一枚 郷帳一冊 新同一冊 郷帳一冊

（高橋作左衛門拝借）

本医宝鑑 三冊
 二倫行実 一冊
 諸道勳文 一冊

閏四月二十六日、書物同心を拝命した長岡進蔵に対して、「測量御用下役」との兼務が仰せつけられる（「当分是迄之通 測量御用下役 御書物同心兼勤被仰付」）。
 五月三日、『東安県志』一冊・『西林県志』一冊ほか十五部十五冊を、成嶋寛吉を介して差し出す。
 五月十四日、「御乳持」に関して目付から達書到来。

一昨十二日 勇次郎（＝夏目勇次郎）宅へ御目付森川金右衛門より達書到来 但御目見以上之者妻并部屋住之者妻とも 少々乳細に候ても 此度御用に付 妻差出候様 右之有無 来廿日迄に御城森川金右衛門へ可相答儀也
 （↓回答を五月二十日に張番坊主を介して差し出す）

五月二十三日、近藤重蔵拝借本二部を、重蔵の頼みで、高橋作左衛門から青木郷助を介して周防守（若年寄・京極周防守）へ返上する。二部は左の通り。

十三種校勘記 八帙六十四冊
 世説 宋板 三冊

五月二十九日、『西洋針路之図』の来歴を調べたが、わからず。
 六月二十四日、奥御用で「県志類」十三部を差し出す。

文政三年己卯（一八一九）七月から十二月まで
 『第百八十二冊目』

（七月）不明（七月朔日の最初の丁が欠けているため）（八月）無記（九月）無記
 （十月）無記（十一月）夏目勇次郎
 （十二月）鈴木岩次郎

七月五日、撰津守御用で左を差し出す。

説略 十冊 百陵字山 十式冊

同日、「姜立綱四書白文」拝借の儀につき左の記述あり。

姜立綱四書白文之義は貴重之御御品■（に）も有之候間 諸同拝借には被仰付間敷候旨

申上 差出不申候 王世貞■(跋か) 御座候処 一冊青木郷助致拜借度旨申聞候間
末卷一冊相渡置候 此次之御用出御座候節返納可致旨 同人申聞候

七月二十一日、奥御用で『資治通鑑』二十冊を、「上目録」を添え、成嶋寛吉を介して差し出す。続いて御用済みで返納される際の「請取印形」について、左の記述あり。

先達て上り居東坡文選八冊、資治通鑑式拾冊之内拾七冊 御用済相下り申候 文選請取印形いたし候得共 通鑑は三冊残り居候間 重て残らず相下り候節請取印形可致旨

八月三日、『シヨメール』前後編十六冊が当分の間お預けになる。

同日、『図書集成』のうち「曆法典」二帙目を吉田勇太郎拜借につき差し出す。

八月十二日、高橋作左衛門の娘が昨夜病死。天文方同役から紀伊守に忌服届を差し出す。

八月二十一日、当分お預けの『シヨメール』のうち、先日二冊、本日一冊(計三冊)を高橋作左衛門「宅下ケ」とする。

八月二十五日、奥御用で成嶋邦之助を介して左を差し出す。

史九十巻番 二十冊之内
読史綱 二帙十冊
集九十三番

書物方年代記⑤ 文化十一年〜安政四年

宋元詩集 拾六冊

九月四日、林家拜借本を、青木郷助を介して差し出す。左の通り。

儒林録 四冊
朱子年譜 三冊
章蘇別集 四冊
趙獻公集 四冊
全金詩 四十冊

九月十四日、「火消役船越左門組同心」櫻根祐藏が書物同心を拜命。

九月二十八日、『説郭』二冊(百一下・百二)を差し出す(御用出御本)。
十月四日、奥御用で『資治通鑑』七十三冊を差し出す。

十一月二日、奥御用で左を差し出す。

欽定四経之内 二帙
一 周易折中 十六冊
一 周易会通 六冊

十一月四日、奥御用で左を差し出す。

経解之内
周易会通 十四卷八冊
十一月十二日、近藤重藏の左の献上本がお預けになる。

一 外蕃通書 廿八冊
一 外蕃書翰 二帖

同日、左がお預けになる。

一 救急選方 二冊
一 観聚方要補 十冊

十一月十七日、「医書部目録」下書が出来、杉本沖温・多岐安長へ遣わすべき旨。

十二月二十六日、高橋作左衛門の天文方役宅が昨二十五日類焼。

文政三年庚辰(一八二〇)正月から六月まで
【第百八十二冊目】

(正月) 欠(二月) 夏目勇次郎
(三月) 夏目勇次郎(四月) 無記(五月) 無記
(六月) 鈴木岩次郎

*正月朔日から三日まで欠

正月十二日、三棟の御蔵の雨漏り箇所を見分したところ、東御蔵二階西の「御絵図長持」「経之部御箱」の上に雨漏りが甚だしいことを発見。小普請方へ連絡。翌日小普請方が見分することに。

正月二十六日、校正始めにつき、掛の者一同出勤。

正月二十九日、御儒者増島金之丞の拜借本を差し出す。左の通り。

朱子詩義補註 三冊

考古類編 四冊

画禅室随筆 二冊

湯子遺書 四冊

二月七日、奥御用で左を差し出す。

広東新語 五冊 中山伝信録 一冊

西城間見録 二冊 蘭谿県志 一冊

僊居県志 一冊 鎮海県志 一冊

景寧県志 一冊 逐昌県志 一冊

泰順県志 一冊

二月十二日、林家拝借国絵図を差し出す。左の通り。

古国越前国絵図 一枚 新国同国絵図 一枚

古国越後国絵図 一枚 新国同国絵図 一枚

但し郷村帳 四冊

二月十九日、奥御用で左を差し出す。

全唐詩鈔 二十六冊

全唐詩鈔補遺 六冊

二月二十四日、高橋作左衛門拝借の左を、駿河守へ青木郷助を介して差し出す。

雞林類事 一冊

三月十六日、奥御用で『図書集成』のうち二箱

目を残らず差し出す。左の通り。

歳功典 二帙

曆法典 八帙

但 二帙目一帙吉田勇太郎拝借

庶徴典 二帙

都合拾壹帙

三月二十四日、『朝鮮書翰』が新規お預けになる。内訳は、慶長十二年より宝暦十三年までの九部十九通と同「御返簡写」五部十三通・正徳元年「御返簡写」二通。続いて左の記述あり。

文化八年西丸え上り候朝鮮別幅一通 新規御預 並に文化八年書翰写并別幅二通 御返翰写三通 右不残近江守殿青木郷助を以

被成御渡候 但し御本丸へ上り候書翰並に別幅御預に相成候哉(御蔵に所蔵されているか) 若御預に相成不申候は、其段可

申聞之旨 青木郷助申聞候 右に付取調候

處 此方は不相納候【中略】同人申聞候は

宝暦より以後書翰御蔵へ相納候哉 若又無

之候は、其段も可申聞候旨申聞候 右に付取調候處 是又宝暦後は御蔵には無之段

も御答之事

四月三日、御儒者依田源太左衛門の拝借で左を差し出す。

観象玩占 二十冊 指蒙 一冊

五音類聚 八冊 六書統 十三冊

古玉図譜 二十四冊 長安志 六冊

古今書刻 二冊

四月五日、右の三部が新規お預けとなる。

詩解頤 二冊 夏小正戴伝 一冊

四書通証 一冊

四月二十三日、『類聚国史』の一卷と四十七卷は享保年間と元文年間の「御新写」にもれたので、この度「駿河御文庫本」を以て補写したい旨、青木郷助を介して周防守へ進達する。

四月二十四日、周防守御用で、『類聚国史』の本一冊・享保写二冊・元文写二冊、計五冊を差し出す。

五月十日、『類聚国史』の補写(書き足し)が仰せつけられたので、紙墨請取の「御断御扣」共

二通を、御用部屋(坊主)の昌栄を介して駿河守へ差し出す。

六月十九日、「御条目御法令」「御朱印写入御長持」を御殿へ差し出す。当年は黒書院が修復のため白書院で風干。

六月二十一日、『学津討原』四十七卷から七十二卷まで十六冊を、奥御用で差し出す。

六月晦日、高橋作左衛門が『万曆三大征考』二冊の拝借願書を提出(↓七月二日、差し出す)。

文政三年庚辰(一八二〇)七月から十二月まで

【第百八十三冊目】

(七月) 高橋作左衛門(八月) 無記

(九月) 無記 (十月) 無記 (十一月) 無記
(十二月) 無記

七月十日、岡野孫十郎が献上した『御番士代々記』が御蔵へ下される(「下り御本有之」)。この件に付、左の記述あり。

御番士代々記 長持二樟 七拾巻箱之内拾八箱御留に相成居候 都合五拾三箱

御番士代々記惣目録 壹冊

献上書籍飾附順立 壹冊

目録箱壹つ

飾附蓋台共大小六通り

但追々順に

公方様え入御覽候節之飾附台之由に付

随分入念損し不申候様取扱可申旨組中え

御申渡可被成候

七月十五日、『御番士代々記』の残り十七箱が下る(物目を入れて七十一箱で、本編は七十箱だった)。

七月二十一日、『御番士代々記目録』を奥右筆の田中龍之助に渡す。西丸新番の外題に張り違いがあったので、岡野孫十郎に内々で渡し、改めてほしい旨(田中に)申し述べる。かつ凡例目録二冊がまだ下っていない旨も。(田中によれば)右は奥に留め置かれ、追って目録で調べて必要な品(『御番士代々記』の必要な箇所)の提出を命じられる由。「台」と「蓋」は御蔵の場所を塞ぐので

御用がないなら処分したい旨を伝えたところ、しばらく見合わせるよう指示あり。

七月二十六日、明日『御番士代々記』の外題を張り直すので、「新御番」の分を残らず差し出すよう田中龍之助より指示あり。

八月二日、下野守(老中・青山下野守忠裕)が『御番士代々記』を一見したい旨。明三日、「御書院番」「御小性組」「大御番」一箱ずつ、目録一箱を添えて差し出す。

同日、青木郷助より学問所新板が新規お預けとなる。四種三十巻を受け取る。大炊殿(老中の土井大炊頭か)御渡し。従来、新板物を御渡しになるのは老中衆か若年寄か、青木より問い合わせあり。老中の場合もあれば若年寄の場合もある旨回答する(「老若両様にどちらと相極候事無御座候」)。

八月七日、表御用で『寛政諸家譜』第二函二十八冊・第二函三十冊を差し出す。

同日、左の通り林家拝借の旨(↓八月九日差し出す)。

武徳大成記	三十一冊
三遠別記	一冊
関原御陣前之書物	一冊
大樹寺旧記	一冊
越叟夜話	一冊
玉音抄	一冊

八月十九日、表御用(撰津守御用)『寛政諸家譜』三之箱を差し出す。

同日、目録校正(「御書目校正」)につき、錯簡

の綴じ直しのため臨時修復を行うので、兩人増員の伺書を、田中龍之助を介して周防守へ差し出す(↓八月二十一日、伺の通り仰せ渡される)。

九月晦日、『桜田御日記』のうち、先年御用に差し出し、未だ返納されないものがあるか有無を調査するよう青木郷助の指示あり。文化元年八月三日に撰津守(若年寄・堀田撰津守)御用で二十二冊を差し出したが、未だ返納がない(「其仮下り不申候」旨回答する)。

同日、来る三日に府県志類を差し出すべき旨。ただし以後は、物産の部だけでなく全部を五、六帙ずつ差し出すよう、成嶋邦之助より指示あり。

十月三日、奥御用で左を差し出す。

興化県志	壹帙六冊
泰安県志	同 十冊
安遠県志	同 四冊
英徳県志	同 五冊
楊山県志	同 六冊
奉賢県志	同 四冊

同日、校正用の筆紙を御納戸から受け取る。左の通り。

一 半紙	拾束
一 美濃紙	拾疊
一 朱墨	三本
一 壹対物	■ ■ ■ 拾対式対

右不残校正方へ渡す

唐紙白紙五百枚之内

一 唐紙 式百枚

右御納戸より請取て 紙長持え入置■候

但残り三百枚 預手方紙包に致 右同引出え入置候

十月四日、奥御用で左を差し出す。

職方典 自三百式十五卷至四百四卷 八十冊

十月五日、撰津守御用で『寛政諸家譜』第六函三千五冊を差し出す。

十月七日、左を差し出す。

桜田日記

万治四年・寛文元年 式冊

寛文三年より七年迄三冊充

都合十七冊

同日、『寛政系図』第七函三十一冊を御用で差し出す(↓十月二十五日に第八函、同二十九日に第九函を御用で差し出す。その後も)。

十月八日、『桜田日記』二種を差し出す。

十月十七日、高橋作左衛門、書籍献上につき時

服二つご褒美頂戴。両丸(本丸と西丸)とも老中若年寄へ御礼のため廻勤。

十月二十七日、『図書集成』七帙百二十二冊を成嶋邦之助を介して差し出す。

十一月七日、高橋作左衛門が岡野孫十郎より『御番士代々記目録帳』一冊を受け取り、「御小性組」の箱の内に入れ置く。

十一月二十九日、駿河守御用で『図書集成』『暦法典』三帙目を差し出す。吉田勇太郎拝借本。

十二月八日、駿河守御用で、青木郷助を介して、左を差し出す。

本草万方鍼線 四冊

夕庵読本草帙編 四冊

大日本史 本紀 自三十一

至七十三 四十三冊

文政四年辛巳(一八二二)正月から六月まで【第百八十四冊目】

(正月) 高橋作左衛門(二月) 無記

(三月) 無記(四月) 無記

(五月) 高橋作左衛門(六月) 川勝頼母

正月十五日、奥右筆の田中龍之助より『寛政系譜』の「松前之部」を残らず早急に差し出すべき旨。正月十九日、布施蔵之丞、田中龍之助兩人より表御用につき左を差し出すべき旨。差し出す。

龍之助へ

寛政譜第十六函一箱 自四百廿七

至四百五十八 三十式冊

内蔵丞へ

寛永十一年秋御日記

六冊

正月二十六日、今日から「御書目校正」を開始。正月二十八日、近江守御用(林大学頭拝借)で、左を差し出す。御系図類は三部とも、十七部御本「ゆえ差し出さず」。

松平正系図 三冊

大樹寺旧記 一冊 去辰八月御用出ゆへ不差出候

古国絵図之内

伊勢国図 一枚

新国絵図之内

下野国図 一枚

但郷帳とも一冊

伊勢国図 一枚

但郷帳とも一冊

寛政重修諸家譜 十七函

二月六日、夏目勇次郎(書物奉行)が御膳奉行を拝命。

二月七日、青木郷助を介して『芸海珠塵』を差し出す。

二月十八日、左が新規お預けとなる(撰津守より)。

満文輯韻 十九本

同散語解 二本

二月晦日、風邪を病んでいる組中(書物同心)に御薬を下さる旨。左の記事あり。

組中引風に付 入物持参御風呂屋口にて御薬請取致頂戴候段申聞候

但 彦度目八人分書面相認受取候

三月四日、「大御番新庄越前守組」川勝頼母、
今四日書物奉行拜命の旨。

三月七日、『西洋軍艦図解考例』一帖・同一冊
が新規お預けとなる（撰津守より青木郷助を介し
て）。

*三月七日の「病氣断」は、木本金次郎・江面
文蔵・同清太郎・石井誠平・海賀善四郎・津
田藤五郎。風邪（インフルエンザ）で病欠し
ている同心が多いことがわかる。

三月十五日、奥御用で成嶋桓吉を介して左を差
し出す。

職方典 廿九函 三十一函 三十二函

三十三函 三十六函 五帙

同日、奥御用の「地理物産」、来る十八日に差
し出すよう成嶋桓吉より指示あり。

四月一日、撰津守御用で「寛永十二年春御右筆
所日記」一冊を差し出す。

同日、臨時修復を行う予定の書籍（「御書籍」）
三百冊余を見分する。追って修復作業に取り掛か
るよう（同心に）申し渡す。

四月八日、岡野孫十郎献上の『御番士代々記』
の「台」「上覆箱」取り払いの儀、伺通りの旨青
木郷助を介して撰津守より仰せ渡される。

五月三日、撰津守御用で『寛政譜』三十一箱・
三十二箱（それぞれ三十二冊）を差し出す（以後
も撰津守御用につき『寛政諸家譜』の差し出しが

繰り返される）。

五月二十四日、昨日、川勝頼母方へ青木郷助よ
り書面で問い合わせあり。問い合わせと回答の内
容は、左の通り。

明太子 ■ 読本四書 虞世南之跋有之候

哉 又明太子はいつころ之太子に候哉

問答来候間 則王世貞之跋書拔其跡へ趙

用賢之跋も有之候旨調候て郷助へ相渡候

処 右王元美跋之内に先朝と御座候 先

朝はたれに御座候哉御調被成候て明日郷

助へ御達可被成候 且亦姜立綱はいつの

人に御座候哉 是亦御調御申上 遣候

明史にて王世貞嘉靖之進士御座候間 武

宗正徳帝之太子に候哉 年号無御座候故

先朝と申所駁と相訳り兼候間 又々御取

調可被下候 立綱は明史に相見 申候

六月十日、『家忠日記』二部と『三河記』六部
を近江守へ差し出す。
六月十九日、奥御用で『御忌日記』四部を成嶋
邦之助を介して差し出す。

文政四年辛巳（一八二二）七月から十二月まで
【第百八十五冊目】

（七月）欠（八月）高橋作左衛門
（九月）川勝頼母（十月）鈴木岩次郎
（十一月）無記（十二月）無記

*七月朔日の日記は欠。

七月三日、奥御用で『佩文齋書畫譜』八帙
六十四冊を差し出す。

七月十一日、作左衛門（高橋作左衛門）が差し
出した地図が当分お預けになり、明十二日御下げ
の旨（↓十二日、「地図七箱」を目付の須田与左
衛門から受け取る。一卷は御留め）。

七月二十三日、『集成』（古今図書集成）『寛
政系譜』を差し出す。

八月二十日、坂田磐蔵（書物同心）儀、持病の
積氣と眼病のため「懸り役并世話役御免願書」を
差し出す。

八月二十一日、書籍を修復のため出雲寺宅へ下
げた例を「日記提要」「図書年譜」「応対帳」「始末」
等で調査させたが、判明しなかった。

九月十八日、奥御用で『寛永系図』のうち「太
田家」二冊を、成嶋邦之助を介して差し出す。

九月晦日、「御代々御位記口宣」は残らず紅葉
山御蔵に保存されているか。それらは老中封印の
ままであるか。以上につき青木郷助から書面で問
い合わせあり。御蔵にあるのは「写書」だけで、「本
書」（原本）は所蔵しない旨回答。

十月三日、出雲寺源七郎に左の法帖を渡す（修
復のため）。

蘇米帖 上之方 一帖

丁数拾四枚 五帖之内

響琴齋帖 一帖

丁数三拾枚

星鳳樓帖 子より 拾貳帖之内

巳迄 六帖

惣丁数九十一枚

メ九帖

惣丁数百三拾五枚

同日、右を出雲寺に渡す際に木下伊右衛門ほか書物同心一人が相添うように。また修復中は世話役の同心が時々（出雲寺宅を）見廻るよう、伊右衛門に申し渡す。

十月五日、出雲寺源七郎へ修復代金のうち五兩を伊右衛門を介して渡す。出雲寺より請取書を差し出す。

十一月朔日、『淳化閣法帖』の「御修復積書」を、伺書を差し出した日限等を記し、一兩日中に勘定所の田村多八郎へ差し出すべき旨。

十一月三日、先日（十月三日）渡された法帖の裏打ちが完了したので、残りの法帖を下げ渡してほしい旨出雲寺が世話役を介して願ひ出る。左の法帖を修復のため出雲寺へ渡す。

十五折三拾枚

メ九拾折 ■集十枚

星鳳樓帖 七八九十一 六帖

十二

拾五枚宛終一帖

五枚十一帖十枚

右之通相渡申候

十一月十三日、近江守御用で『孝慈備覧』四冊、駿河守御用で『図書集成』の「曆法典」五帙目を差し出す。

同日、七月に仮お預けになった地図のうち左がお預けになる。

輿地実測録 十四冊 箱入

右撰津守殿 田中龍之助を以 被成御預 ■

先達中仮り御預も今日不残御預之積り之事 左之通

実測輿地全図 三十軸 六箱

又 中図二軸 小図一軸 壹箱

右今日改めて御預之事

十一月二十七日、坂田磔威儀、願ひの通り退職（御暇）。悴の福太郎が跡役を仰せつけられる。

十二月二日、法帖の修復が予想外に手間取っているため、二日（十二月二日）が日限のところ、二十日日延べしてほしい旨、出雲寺より願ひ出る。

とりあえず聞き置く（先聞置候）。

同日、江西文蔵が（相山）精一郎を介して、小普請入り願書を、由緒書を添えて差し出す。

十二月十六日、書籍修復のため、細工所で「漿麩 錐 刷毛 庖丁 洪」を受け取る。哲五郎（津田哲五郎）が印形を以て受け取る。

十二月二十二日、法帖物の修復完了し、出雲寺源七郎より納品。極上の出来上がり（出来上り至極宜）。丁数も相違なし。新御蔵の長持に収め置く。

十二月二十四日、昨夜、当番目付中より作左衛門方へ撰津守の書付到来。内容は、二十四日四時に鈴木岩次郎（書物奉行）に登城を命じたもの。右につき続いて左の記述あり。

右之段岩次郎之相達し候処 病気に付 名代川勝頼母 撰津守殿へ為御請罷越 夫より御城え罷出候処 御右筆部屋縁類におゐて御老中方御列座 青山下野守殿 左之通 被仰渡候

思召有之候に付 御書物奉行

小普請入被 鈴木岩次郎

仰付候

十二月二十五日、江西文蔵と悴の清太郎が「場所不相応に付」、文蔵は「小普請入押込」、清太郎は「御切米御扶持方差上 勤差免 押込」に処すべき旨。撰津守書付を、半田丹阿弥（同朋頭）を介して渡される。

響琴齋帖 三四五 三帖

暝雨山房帖 下二帖

拾八折

十七枚

文政五年壬午（一八二二）正月から六月まで
【第百八十六冊目】

（正月）夏目勇次郎（閏正月）無記
（二月）無記（三月）無記（四月）無記
（五月）無記（六月）高橋作左衛門

正月十九日、去辰年（文政三年）に差し出した『桜田御日記』百四冊が、青木郷助を介して御下げになる。冊数を確認したところ、寛文十二年分一冊不足し、一方『享保五子年長崎御用留』一冊、『明暦二申年御日記』一冊、『元禄十一寅年日記』一冊の計三冊が余分に相下る（『余慶に相下候』）。
閏正月八日、右筆部屋縁類において、「大御番牧野伊予守組」山角貞一郎が鈴木岩次郎の跡役の書物奉行を拜命する。

閏正月十日、書物同心十七人の名が挙げられている。左の通り。

木下伊右衛門・杉（楯）山精一郎・持田金藏・津田哲五郎・野崎釜次郎・大柳亀十郎・小田吉左衛門・鈴木安太郎・木本金次郎・杉山海輔・井上長藏・根岸忠太・海賀善四郎・長岡進藏・市野金司・櫻根祐藏・小田幸助

閏正月十八日、増嶋金之丞拝借本左の通り（↓閏正月十九日、差し出す）。

一 尚書質疑
一 小学補注
一 小学集説

一 小学詳注
一 小学諸説合解
一 忠孝経小学講義

閏正月十九日、高橋作左衛門の倅小太郎が、右筆部屋縁類において天文方見習を拜命。若年寄衆列座。大炊頭（老中・土井大炊頭）より仰せ渡す。
閏正月二十七日、昨夕、川勝頼母方へ目付の花村忠兵衛より駿河守の書付が到来。内容は、持田金藏倅鎌太郎、津田哲五郎倅藤太郎を願の通り書物同心明跡に採用する（『仮御抱入』）というもの。

二月十一日、表御用につき『明史紀事本末』十六冊を差し出すべき旨（↓二月十三日、差し出す。同二十七日には奥御用で『明史』を差し出す）。
二月十七日、小田吉太郎に「無足見習」を申し渡す。
四月十二日、『舜旧記』五十冊を明後十四日の例刻に差し出すよう、成嶋邦之助を介して、太田下総守（小性頭取・太田資深）の指示あり。
四月十八日、『寛政譜』七十六冊を撰津守御用で差し出す。

四月二十六日、『御番士代々記』長持箱共取り払いの儀、伺の通り取り扱うべき旨、周防守より仰せ渡される。
五月十四日、奥御用で『草根集』十五冊と『続草根集』十冊を差し出す。
五月十五日、林家拝借の「国絵図」四枚、「郷帳」二冊を、田中龍之助を介して差し出す。

御家部
古国絵図之内
新国絵図之内

山城国図
山城国図
但郷牒共

古国絵図之内
大和国図
新国絵図之内
大和国図
但郷牒共

六月九日、奥御用で、「具志類」（物産部）と『明史』三帙（八・九・十）を差し出す。
六月二十四日、細工所より職人三人召し連れ、本箱（御本箱）十二箇を修繕する。
六月二十五日、本箱の修繕につき左の記事あり（二十六日にも同様の記事あり）。

御細工所より職人罷越 御箱木地鉄物等数
十巻致御修復候 右に付飭方手代茂兵衛申
聞 御箱十巻出来之 請取出 金藏（持田金藏）印形を以差遣候旨申聞候

文政五年壬午（一八二二）七月から十二月まで
【第百八十七冊目】

（七月）無記（八月）無記（九月）無記
（十月）無記（十一月）無記（十二月）無記

七月二十六日、奥御用で『続易簡方論』三冊を差し出す。

八月十三日、『図書集成』のうち「職方典」六帙と『高倉大名言之記』一冊を差し出す。
八月二十一日、細工頭の馬場助左衛門の「御断書面」を河野七左衛門（右筆）より下される。左

の通り。

- 一 四書
- 一 五経
- 一 孝経
- 一 唐詩撰
- 一 朗詠集
- 一 御謠本
- 一 三河後風土記

右は直七郎殿御引渡御用に付 受取申度奉存候御書物奉行え被仰渡可被下候 以上

午八月 馬場助左衛門

*「直七郎殿」は十一代將軍家齊の子で、文政二年五月誕生。この年（文政五年）六月、四歳で尾張藩主徳川斉朝の養子となり、同年八月に十一代目藩主に就任し、天保十年（一八三九）に二十一歳で没。以下書物方日記には、養子入りするに当たって、直七郎（徳川斉温）が尾張徳川家に持参する書籍に関する記事が続く。

右の要請に対して、御蔵に二部以上あるものは格別、一部しか所蔵しない書籍については、御書物師に申しつけて購入させるよう伺書を差し出すこととする。八月二十七日、右の伺書（「直七郎殿え被進之御本御買上之伺書」を紀伊守（若年寄の内藤紀伊守信教か）へ差し出す（↓同二十九日、伺の通り仰せ渡される）。

九月朔日、奥御用で『楊氏家蔵方』金沢本を差

し出す。

九月三日、「直七郎 御本御買上」を、御書物師の出雲寺源七郎と唐本屋清之丞（いずれも病氣で手代の者）へ申し渡す。

九月七日、直七郎「御引移御用」の書籍のうち、『後風土記』は「偽撰もの」なので、『三河記』か『家忠日記』にすべきであると、奥右筆に相談する。大奥に申し上げたうえで回答する由。

九月十三日、出雲寺源七郎と唐本屋清之丞から（直七郎）御用本の「見せ本」（見本）として書籍と「積り書」（見積）が提出される。

九月十六日、「直七郎」御引移御用本」を、出雲寺と唐本屋から提出された「見せ本」「積り書」を添えて玄蕃頭（若年寄・田沼玄蕃頭意忠）へ差し出す。

九月十八日、目付より封書到来。内容は上原熊次郎と吉川克蔵に書物同心を申し渡すというものの。左の通り。

松前奉行組同心
在任勤方

上原熊次郎

右御書物同心申渡候 尤遠山左衛門尉
可被談候

元松前奉行組同心

吉川克蔵

右御書物同心え式拾俵式人扶持之
高て可被人抱候 尤兩人とも過人に
いたし度 追て明有之候は、減切
可被致候

九月二十三日、先日（九月十六日）に差し出した書籍が「見くるしく不宜候に付」、新たに上方にて摺り立て相納めるべき旨指示あり。出雲寺源七郎へ委細申し渡す。

九月二十六日、細工所頭の馬場助左衛門より文書到来。内容は、①「直七郎殿御引移御用」の書籍のうち、『朗詠集』は「行能卿」撰の方を差し出すよう奥右筆より指示ある旨、②先日差し出した「御見本」のうち、『唐詩撰』『謠本』『四書（赤表紙の方）』は問題ないが、その他は「不宜」。よろしき見本を早々に差し出すよう奥向より指示ありし旨。

九月二十八日、細工所同心（藤沼新助）が来訪。書物方と左のような問答あり。

【細工所】「御謠本」は宝生流のものとしていたが、尾張家より今春流にしたい旨連絡あり。

【細工所】（直七郎御用の）書籍は総じて同じ形に揃えることができるか。

【書物方】書籍はいろいろなので同じ形に揃えることはできない。

【細工所】表紙は『五経』の表紙のように「青紙形きめだし」になるのか。

【書物方】漉き返しの紙でなければ「きめだし」にはできない。

同日、出雲寺源七郎が言うことには、「今春流の謠本の版は須原屋が所持しており、自分が勝手に摺り立てることはできない。町奉行所から許可が下りるように手配していただきたい」。

九月朔日、吉川克蔵（書物同心）が、当分「天方作左衛門手附出役」となる。

十月三日、直七郎御用『御謄本』、外百番も摺り立て致すべき旨。

十月四日、栢山精一郎が細工所同心の藤沼新助に問い合わせたところ、『御謄本』について、尾張家は宝生流のほかに関世流の謄本を求めているのであって、宝生流の謄本は不要というのではない由。

また表紙見本は何色にすべきか精一郎が問い合わせたところ、大奥では色のきまりはなく「間似合紙などの内 四五通見本紙差出候様」回答あり。『御謄本』ならびに「表紙」の儀を出雲寺方へ伝える。

十月七日、玄蕃頭御用で御殿へ。青木忠左衛門を介して以下の達あり。

① 直七郎御用本のうち『四書』『五経』『小学』は学問所より差し出すことに。② 『御謄本』『朗詠集』『孝経』は先達でご覧にいた本で差し支えないので「直段付」を同人（青木）へ差し出すように。

また『御謄本』は百番のみで、二百番を差し出すには及ばぬ旨。

十月二十二日、直七郎御用本の表紙の仕様を出雲寺源七郎へ申し渡す（表紙は鳥子紙）。

十月二十六日、直七郎御用本として『武徳大成記』三十一冊を差し出す。

十一月九日、直七郎御用本の表紙仕立てが完了し、出雲寺政七郎が差し出す。

十一月十一日、御用本が完成したので（直七郎殿御引移御本出来に付）、細工頭へ差し出す。

十一月十三日、直七郎御用本の表題は右筆所で認めることになる。

十二月二十三日、細工頭馬場助左衛門より以下の通知あり。直七郎御用本の表紙は「しけ絹」を用いるようにという奥向の指示があったので、色合見本を二兩日中に差し出せというもの。右を出雲寺源七郎方へ伝える。

文政六年癸未（一八二三）正月から六月まで
【第百八十八冊目】

（正月）川勝頼母（二月）無記（三月）無記

（四月）無記（五月）無記（六月）無記

正月七日、撰津守御用で、『礼義類典』のうち「任大臣」十二冊・「音楽」二冊・「御遊」一冊を差し出す。

正月十一日、新御蔵の北側（北頼）の壁と屋根が旧冬の「雪凍」で大損。その旨小普請方定式へ申し遣わす。

正月十八日、『武徳大成記』の表紙絁絹（しけ絹）の色が鼠色に決定した旨細工所より連絡あり。

正月二十二日、奥御用で『二十二史劄記』十二冊、『説郛』のうち「蹴鞠図譜」一冊を差し出す。

正月二十七日、直七郎御用『武徳大成記』三十一冊が完成。右筆の横山正太郎を介して玄蕃頭（若年寄・田沼玄蕃頭意正）へ差し出し、見分が済んだのち、細工頭馬場助左衛門へ相渡すべき旨。

二月八日、松平加賀守から返上された拝借書籍を右筆の新井儀三郎から受け取る。

二月十一日、細工頭の馬場助左衛門より手紙到来。内容は「直七郎殿御引移御用御本類御買上代」

「御謄本等仕立銀」を早急に調べ、右筆方へ差し出すようにというもの（翌十二月十二日、「御引移物御本直段書」を横山庄太夫を介して玄蕃頭へ差し出す）。

三月十七日、『御番士代々記』の小口書きを行うので、これまで御用で差し出した分を御下げになるよう（返納くださるよう）申し上げた書面を高橋作左衛門が持参する。

四月十一日、奥御用で左を差し出す。

国師日記 四十七冊

図書集成 山川典 五函九十冊

学津討原 五函三十九冊

五月二十日、『日光御供勤方覚帳』扣（控）とも二通を、張番坊主の清左を介して「懸り目付」へ差し出す。

文政六年癸未（一八二三）七月から十二月まで
【第百八十九冊目】

（七月）川勝頼母（八月）山角貞一郎

（九月）高橋作左衛門（十月）無記

（十一月）無記（十二月）川勝頼母

七月十日、昨夜、頼母宅に大目付・目付より達書到来。内容は、酉年（文政八年）の日光御参詣の節、「拙者共」（書物奉行のこと）がお供を仰せつけられずとも差し支えないか、というもの。

七月十三日、昨日、細工所より文通あり。明十三日に「直七郎殿御引移御用御本御用代」を渡す旨。同心の金蔵(持田金蔵)が受け取り、出雲寺を呼び出しこれを渡す。額は「外百番御謄本」を除く代銀で、銀九百十三匁。

七月二十六日、奥御用で左を差し出す。

圖書集成 山川典 六國百四冊
室町日記 全部十五冊

八月朔日、細工所馬場助左衛門より文通あり。「直七郎殿御引移御用代金」を金に直して渡したので、明後三日に銀九百十三匁を持参するようという内容。

八月三日、(銀九百十三匁を渡したうえ)細工所同心の大塚弥三郎から精一郎(書物同心の相山精一郎)が金二十二兩二朱と銀四匁を受け取り、出雲寺源七郎へ渡す。

八月二十三日、寛永年中焼失以前の「御城絵図」を所蔵するか、下野守(老中の青山下野守忠松裕か)よりお尋ねあり(↓八月二十六日、所蔵しない旨回答)。

八月二十六日、修復のため法帖を半分ずつ唐本屋清之丞宅へ下げる。左の通り。

一 淳化閣法帖

- 第壹 六拾六枚
- 内巻花押之処
- 第貳 五拾六枚
- 第三 四拾枚

内巻花押之処
第四 四拾八枚
第五 五拾枚
内巻花押之処

一 六朝法帖

- 子ノ帖 六拾八枚 丑ノ帖 七拾九枚
- 寅ノ帖 六十三枚 卯ノ帖 六拾六枚
- 辰ノ帖 七拾枚 巳ノ帖 七拾八枚

九月朔日、林大学頭拜借本(↓九月三日、差し出す)。左の通り。

- 寛永十三年日光山御記 二本
- 日光山御神事記 一本
- 日光山御参詣記 二本
- 又 二本

九月二十一日、奥御用につき『万寿盛典』(四十冊)を二十五日のうちに差し出すべき旨。
十月五日、唐本屋清之丞へ修復法帖の残り半分を下げる(八月二十六日に渡した分は裏打ちがすべて終わった由)。

淳化閣法帖 六 五拾四枚 同七 四拾六枚

- 同八 三拾八枚 同九 四拾六枚内花押壹枚
- 同十 五拾枚之内花押壹枚
- 六朝法帖 午卷 六拾五枚 未卷 五拾八枚
- 申卷 七拾八枚 酉卷 七拾七枚
- 戌卷 七拾七枚 亥卷 七拾六枚

十月六日、天文方吉田勇太郎、「圖書集成」のうち「就象典」拝借願いの旨(↓十月九日、差し出す)。

十一月二十四日、東御蔵の修復が終わり、小普請方から受け取る。

十二月十八日(細工所から)「御書籍御筥」(本箱)三十を受け取り、東御蔵に入れ置く。

十二月二十二日、法帖物の修復が終わり、出来栄を見分する。

同日、「法帖物御修復御用代金」を唐本屋清之丞へ渡す。

文政七年申(一八二四)正月から六月まで

【第百九十冊目】

- (正月) 山角貞一郎(二月) 無記(三月) 無記
- (四月) 無記(五月) 無記(六月) 無記

正月十九日、鷹に関する書籍を残らず拝借したき旨、屋代太郎より出願。早速調査し差し出すよう布施内蔵之丞より指示あり。見当たり次第順次差し出すことに。

*屋代太郎は屋代弘賢。当時官撰事業として行われていた『古今要覧稿』編纂のために、鷹関係書籍の拝借を願い出たもの。

正月二十一日、屋代太郎拝借書籍について調査。左の通り(↓正月二十八日、差し出す)。

集成之内

- 一 禽虫典 卷之十二 十三 十四 三冊

- 一 淵鑑類函 四百廿一ノ四百廿三 壹冊
- 一 庶物類纂羽属 十九 二十 壹冊

正月二十六日、左の林家拝借本を、田中龍之助を介して差し出す。

- 灌園集 七冊
- 帙雪堂集 十冊
- 万首唐人絶句 十六冊
- 別本万首唐人絶句 十冊

二月二十日、(日光参詣の際にお持たせになる) 下野国絵図と郷帳を田中龍之助から受け取り「御修復長持」に入れ置く。

三月朔日、奥御用で「日光御法事御本類」を差し出す。

四月二十三日、奥御用で「図書集成皇極典」六十四冊を差し出す。

五月六日、日光御用絵図の取締(修復)用紙を御納戸より受け取る。左の通り。

- 一 仙花紙 三百八拾四枚
 - 一 岩城紙 五束
 - 一 中美濃紙 壹束五帖四拾貳枚
 - 一 西之内紙 九拾枚
- 右之通受取申候

五月二十二日、小普請方の職人が来て「上之間小用所」を「引替申候」(小使用の便器を換えたという意味か)。

六月四日、『学津討厚』(『学津討原』の誤記)

を奥御用で差し出す。
六月二十四日、『シヨメール和解』が仮お預けとなる。左の記事あり。

- シヨメール和解八十八冊 仮に御預けに相成候旨 荒井義三郎より作左衛門受取之
- 尤新収御書籍帳え書載せ不申候 御順覽可被成候 東御蔵御長持に其仮差置候

文政七年申(一八二四) 七月から十二月まで

【第百九十一冊目】

- (七月) 川勝頼母(八月) 山角貞一郎
- (閏八月) 高橋作左衛門(九月) 無記
- (十月) 無記(十一月) 無記(十二月) 無記

八月七日、唐本屋清兵衛参上。悴が「御風干」(御蔵の曝書)の手伝いをする事になっていたところ、不快(病)で手伝いができなかったことにつき、「奉忍入候段」の書面を差し出す。

閏八月十一日、日光御用の絵図(「日光え為御持に相成候御絵図」)の修復が済み、高橋作左衛門が見分する。

九月十三日、『経籍志』を林家拝借の旨(↓九月十七日に差し出す)。

九月十九日、『桜田日記』修復につき、「積書」(見積)を駿河守へ差し出す(↓十一月朔日、「伺之通」となる)。

十月十五日、来年(文政八年)に予定されていた日光山御参詣が相次ぐ水害のため(「相続出水に付」再来年(文政九年)に延引となった旨)。

十月十九日、林家拝借本を、田中龍之助を介して差し出す。左の通り。

- 菊山詩稿 十冊
- 吟窓雜録 十冊

十一月六日、左の二部が新規お預けとなる。

- 魯西亜国算学手引草 一冊
- 魯西亜学筌 五冊

同日、山角貞一郎(書物奉行)の「御役御免願」を増山河内守(若年寄・増山正寧)宅に作左衛門が持参する(退職の理由は「病気に付」)。

十一月十日、山角貞一郎「御役御免」の旨。

十一月二十一日、出雲寺源七郎が「御用差留押込」となり、跡職は養子の富五郎が申しつけられた旨。

十一月二十五日、「小普請支配土屋讚岐守支配」の林輝之助が、山角貞一郎の跡に書物奉行を拝命。

十一月二十六日、林輝之助が林右近と改名。

【第百九十二冊目】

文政八年乙酉(一八二五) 正月から六月まで

正月から六月まで月番の記述なし。

- 寿親養老書
- 玉梅館漫録

二月朔日、奥御用(太田下総守御用)の書籍、左の通り(↓二月二日、差し出す)。

長沙府志 全部

乾隆四庫全書無板本 五帙

二月六日、天文方洪川助左衛門の拝借本願書、右筆の荒井義三郎より到来。助左衛門の拝借願の書面に『日次記』とあるが、これは「駿河御文庫本慶長御写」なので、「諸向拝借本」には差し出さない旨を伝えることに。

二月九日、左の洪川助左衛門拝借本を差し出す。

管見記 十九冊

同考異 九冊

九曆 一冊

野府記 三十一冊

三月朔日、大柳亀十郎、大病につき願いの通り御暇を下される(依願退職)(↓三月十八日、病死)。

三月十五日、「桜田物」(「桜田御日記」「桜田記録物」とも)の修復をする(五月十九日に終了)。

三月二十八日、林大学頭と成嶋邦之丞(名は司直)が来訪し、御蔵の書籍拝見。「急御用之御旨」につき(緊急に必要な書籍なので)、『康富記』ほかを兩人に渡す。

四月二十四日、松下孫兵衛・曾我熊之助・建部荒次郎連名の書状到来。内容は、「抱屋敷并寺社御帳御張紙改候に付」、関係書類を五月三日に御城で受け取りたいというもの(↓五月三日、「屋

鋪改御帳箱」を建部荒次郎へ渡す)。

五月七日、洪川助左衛門拝借本の「玉海」六十八冊を差し出す。

六月九日、御用で『古玉図譜』『博古図』『乾隆無板書』(「四庫全書無板本」)後巻を差し出す。

文政八年乙酉(一八二五)七月から十二月まで

【第百九十三冊目】

(七月) 高橋作左衛門(八月) 無記

(九月) 無記(十月) 無記(十一月) 無記

(十二月) 無記

七月四日、天文方洪川助左衛門拝借の『玉葉』ほか「国書家類」十二部六十冊を差し出す。

七月二十二日、「御用出御本」(増嶋金之丞拝借本)を撰津守へ差し出す(「左伝」「薬房」「四友」「避書」)。

八月二日、「桜田御日記」のうち元禄十三年から十六年までの分と宝永元年分を「御見合之義に付」明朝差し出すべき旨。右のうち元禄十三年分と宝永元年分は以前から御蔵に無い旨を相達す。

八月三日、先達での風干の節、椋山精一郎(書物同心)の調査によって、『蹴鞠八境之図』が、台徳院(二代將軍徳川秀忠)に飛鳥井雅庸が差し上げたものであることが判明。このため目録から除き「御前本」に加えない旨(↓八月八日、伺書を添えて周防守にご覧にされる)。

八月十八日、高橋作左衛門より『図書集成』の「楽律典」の拝借願あり(↓八月二十二日、差し出

す)。

同日、洪川助左衛門拝借の『中右記』二十九冊・『吉槐記』一冊・『後深心院閑白記』六冊・『園大曆』三十四冊を、奥右筆の荒井儀三郎を介して差し出す。

九月二十日、松平加賀守御本拝借の度数を調査。文化十四年三月五日に拝借していることを確認する。

文政九年丙戌(一八二六)正月から六月まで

【第百九十四冊目】

(正月) 高橋作左衛門(二月) 無記

(三月) 無記(四月) 高橋作左衛門

(五月) 無記(六月) 無記

正月二十五日、左が新規お預けとなる。

八史経籍志 新編濂洛風雅

厚生新編 医事攬要

シヨメール和解

二月二十一日、「御用出御本」(洪川助左衛門拝借本)の『実衡公記』一冊・『左経記』八冊・『大記』四冊・『長秋記』二十七冊・『別本』一冊を、田中龍之助を介して差し出す。

三月五日、「蹴鞠八境之図」を「御前本長持」に入れ封印する。

三月二十日、「御用書并諸向拝借にて返納無之御書籍類伺書」に「別帳」二冊を添え、荒井義三郎を介して周防守へ差し出す。

四月十二日、お買い上げになる『近思録』の値段書付を出雲寺富五郎が差し出す。

四月二十三日、綴じ直しされた(お買い上げ)『近思録』が届く。「日光御用書留之箱」に入れ置く。

五月三日、『近思録』の「御買上伺書」を周防守へ差し出す。即刻「伺之通」となる。

五月十九日、摂津守御用で『痘科鍵』二冊を差し出す。

六月四日、「奥御右筆廻御長持」の調査のため、田中龍之助らが書物方役所(「御役廻」)に来訪。

同日、渋川助左衛門の拝借希望書のうち、『明月記』は「慶長御写本」なので拝借(「諸向拝借」)はできない旨、高橋作左衛門より下げ札で返答する。

六月十三日、渋川助左衛門拝借の「家記類」、『熊野道記』ほか八部四十九冊を差し出す。

同日、遠江守御用(林家拝借本)の「四書白文」慶長以来諸法度「慶長八將軍宣下記」を差し出す。「四書白文」は拝借させないものであるが、林家の拝借で学問所へ御下げになるといふ事情から、荒井義三郎と相談のうえ、差し出すことに。

* 「四書白文」は「姜立綱書本」。

六月十七日、表右筆の森川芳三郎、藤井鎌之助が、「御長持」を見分。

六月十七日、『近思録』の代金二十七匁を御金蔵から受け取る(↓六月二十六日、「近思録壹部竝仕立代共銀式拾七匁」を御書物師(出雲寺)富五郎へ渡す)。

文政九年丙戌(一八二六)七月から十二月まで
【第百九十五冊目】

(七月) 高橋作左衛門(八月) 無記

(九月) 林右近(十月) 無記(十一月) 無記
(十二月) 林右近

七月八日、長岡進蔵(書物同心)が「測量御用下役定人」を拝命する。

七月十九日、先達て仮お預けとなった『シヨメル』が高橋作左衛門にお預けになる(↓八月五日、全十六冊が作左衛門に「御預け切」となる)。

七月二十一日、朝から数度の地震あり。東御蔵ほか所々壁にひびが入り、白土が落ちる。

七月二十七日、細工所から木師方職人が来る。先達て納品された木帙のうち不出来の分(寸法違いの分)を渡す。

八月四日、「御役所日記」(書物方日記か)一箱、「御文庫目録」を虫干し(「風干」)。

八月八日、高橋作左衛門拝借の「諸国御絵図九州之分新之分」を残らず肥後守へ差し出す。「直に御紋付御長持壺棹に入 同人拝借被仰付候」とあり。

八月十日、林家拝借の「信濃国絵図二枚并郷帳壺冊」を肥後守へ差し出す。

八月十九日、『桜田御日記』の修復が完了し、出来具合を見分する(「桜田御日記皆出来に付 致見分候」)。

九月四日、左の「搞本」が新規お預けになる。

一 春記

十七冊

一 村上天皇事記 五十冊

一 朱雀天皇事記 三十七冊

一 円融院天皇事記 三十五冊

一 冷泉天皇事記 七冊

一 花園院御記 三冊

一 後光厳院御記 一冊

一 祭賀記 六冊

一 大外記清原良賢記 一冊

一 花幕記 一冊

九月六日、右筆所に出所不明の書籍が数部あり。御蔵(御文庫)の御本かもしれないので、表御用で差し出した書籍のリストを差し出すよう、荒井義三郎より要請あり。

九月七日、奥右筆より文通で、御蔵に「権現様御位記宣旨」等があるか問い合わせあり。所蔵する旨回答。

九月十二日、渋川助左衛門拝借本を差し出す。左の通り。

宣秀記 壺冊

元長記 七冊

二水記 二十八冊

頼業記 壺冊

康富記 二十冊

十月十日、奥右筆の田中龍之助より問い合わせ。内容は、先年処罰を受けた者の蔵書が御蔵へお預けになったことだが、その年月を知りたいというもの。元文五年(一七四〇)に木津屋吉兵衛の蔵書が闕所になり、うち稀観書五種が御蔵に

収蔵された顛末を調べて回答する。

十月二十日、官板類九部が新規お預けになり、新収目録にこれを記載する。

同日、『寛政略図』十七冊と『遭厄日本記事』一部が新規お預けとなる。

十月二十四日、急御用で林大学頭と成嶋邦之丞が来訪。『礼義類典』のうち九冊を兩人へ渡す。

十一月四日、新御蔵と西御蔵の修復に同時に取り掛かる旨、後藤弥五兵衛より伝えられる。本御蔵だけに両蔵の蔵書に移すことは困難であると回答したところ、同時に修復するのは経費節減のためであるとのこと。ならば「御宝蔵御構内」に仮設の収蔵庫（御仮物）を建てるよう要請する。

十二月二十八日、新規お預け、左の通り。「新収帳」に記載し東御蔵に仮置きする。

改選江戸志 四拾冊
官板韓詩集注 五冊
官板崇正弁 三冊

文政十年丁亥（一八二七）七月から十二月まで
【第百九十六冊目】

（七月）川勝頼母（八月）無記（九月）無記

（十月）川勝頼母出勤まで林右近
（十一月）川勝頼母（十二月）高橋作左衛門

*七月十九日の記事に欠あり。

七月十七日、長岡進蔵（書物同心）の「御暇」と悴栄之助の「御抱替」が仰せつけられる。

八月朔日、撰津守御用で『欧陽南野文選』を差

し出す。

八月四日、奥御用で『図書集成』『台湾府志』を差し出す。

九月十四日、新御蔵の修復が完了し、引き渡し済む。

十月四日、右筆の都筑長三郎から、寛永年間の「御宮参旧記」があれば差し出すよう申し来た。寛永十九年の記があったので、一両日中に差し出す旨回答（↓十月五日に差し出す）。

十月十六日、小田幸助（書物同心）が病気につき、聶養子の「番代願書」を提出。「判元見届」に相山精一郎と持田金藏が幸助方へ出向く。

十月二十日、林家拝借のため『礼義類典』十二冊を差し出す。

十一月七日、「松菊引移御用」のため、細工頭の小田切彦兵衛より左の「御断」（請求）あり。

- | | |
|----------|--------|
| 御書物奉行え御断 | 小田切彦兵衛 |
| 一 四書 一部 | |
| 一 五経 一部 | |
| 一 孝経 一部 | |

右は松菊引移御用に付受取申度奉存候御書物奉行より被仰渡可被下候 以上
亥十一月 小田切彦兵衛

*松菊は家斉の子で、文政四年九月誕生。この年（文政十年）、徳島藩主蜂須賀家に養子入りし、天保十四年十月に藩主蜂須賀斉裕となる。「御引移御用」とは、松菊（斉裕）が蜂須賀家に移るに当たって持参する書籍を用意

する「御用」のこと。

十二月二日、「御引移御用」の書籍が刷り上がり（摺立出来）、『四書』四冊・『五経』十一冊が書物方へ御下げになる。

十二月四日、「引移御用」の「官板四書五経」全十五冊の「御仕立」（製本？）のため、これを出雲寺へ渡す（↓十二月十二日、仕立が完了した「引移御用御本」を出雲寺が持参する。表題は以前の通り屋代太郎（弘賢）が書くことに）。

十二月二十四日、「松菊殿御引移御用仕立御本」十六冊の代銀百七十四匁（金二両三分二朱と銀二匁）を細工所より受け取り、出雲寺富五郎を呼び出し、これを渡す。

十二月二十六日、川勝頼母の「病氣跡目願」につき、林右近が「判元見届」のため頼母宅へ。午上刻、頼母病死。

天保二年辛卯（一八三一）正月から六月まで
【第百九十七冊目】

（正月）篠田藤四郎（二月）林式部

（三月）勝田弥十郎（四月）林式部
（五月）林式部（六月）勝田弥十郎

正月十三日、貴重御蔵へ「風入」をする。

二月三日、「佐伯献本懸り之者」によって、毛利高標旧蔵書の修復が行われる（同蔵書の修復は以後も繰り返されている）。

*豊後国佐伯藩主毛利高翰は、文政十一年（一八一八）に祖父高標の蔵書 二万冊以上を

上候 以上

九月十六日

御書物奉行

十一月二十六日、奥右筆の黒沢正助より、先年「水戸殿」から『大日本史』が献上された年月の問い合わせがあり、今朝書付を黒沢へ渡す。

十一月晦日、黒沢正助より『礼議(儀)類典』が「水戸殿」から献上された年月について問い合わせあり。

十二月六日、「小普請組河内采女支配」小林七三郎が昨日「同役加人被仰付候」(書物奉行拜命)の旨。

十二月六日、小林七三郎改名願書提出。願い通り仰せ渡され、半右衛門と改名。

十二月十五日、御殿で成嶋桓吉から、摂津守の仰せで、今後「楓山御書物蔵」に「不時見廻り」として来訪する旨を伝えられる。承知の旨回答し、もつとも退出の時刻が必ずしも一定していないことを述べる(突然来られても不在の場合もあるというわけ)。左の通り。

尤詰番之者退出之儀は御老若衆御退出之刻限を計候て退散いたし候事故 天氣相等にて時刻計兼候節杯 亦は御退出延刻に相成候節等 次第に寄御退出以前に拙者とも退散いたし可申儀も可有之哉 右之旨も兼て心得居具候様申談置候

天保十三年壬寅(一八四二) 正月から六月まで

【第百九十九冊目】

(正月) 小林半右衛門(二月) 黒野源太左衛門
(三月) 無記(四月) 水野新衛門
(五月) 小林半右衛門(六月) 無記

正月十一日、中坊金蔵(名は広風。小普請組支配)から書物奉行三人あてに手紙あり。内容は、支配の吉田四郎三郎が天文方を務めていたおりに拝借した書物を返納させるよう摂津守(若年寄・堀田正敦)の命あり。拝借本のリストを送るので間違いないか確認してほしい。四郎三郎が拝借していないと申し出た書物について、調査結果を報告してほしいというもの。

右に対して、以下のように返信する。『時憲曆箋釈』を寛政七年二月二十八日に差し出したことが「御書物蔵役所書留」に記録されている。このことを吉田四郎三郎に伝えていただきたい。

正月二十二日、成嶋桓之助(名は良讓)来訪。「御前本類」ほか「貴重御品」を拝見する。

正月二十八日、中坊金蔵の手紙に、別紙として吉田四郎三郎の弁明の書付が添付。左の通り。

【上略】篤と取調候処 私曾祖父佐々木文次郎儀被召出 天文方被仰付候節 明和六
丑年五月九日 時憲曆箋釈拜借仕 同月廿
九日 松下隠岐守・成嶋忠八郎を以返上仕
候趣 其節之書留に御座候 尤寛政度之旧
記取調候所 御役宅類焼之御焼失仕 寛政
七卯年之書留無之 尤同十二年 父吉田
勇太郎天文方被仰付候節 拝借之御品引続
拝借仕度段申上候 御書籍御道具類取調帳
之内には右時憲曆箋釈之儀相見え不申候間

父勇太郎天文方被仰付以後は拝借不仕候儀と奉存候

二月八日、奥御用で『医類』十六冊(副本)を差し出す。

二月十三日、椋山精一郎(書物同心)が学問所勤番を拜命する(於焼火之間若年寄衆御列座学問所勤番被仰付候)。

二月二十日、多紀安良拝借願いの書籍、左の通り。

金沢本外台秘要方 十一卷
広仁附録 四卷
本草色葉抄 八卷

右のうち『外台秘要方』(金沢本)は貴重書なので拝借させず。また『広仁附録』は御蔵に所蔵せず(↓四月十日、『本草色葉抄』を差出す)。

四月六日、出雲寺金吾より「曆」と「武鑑」に関して、左のような願書が提出される。

此度曆問屋株式と唱候義停止被仰出候に付 出雲寺金吾是迄御用に差出候曆買納に致求候処 是迄之直段より引下ケ御用に差上 且荒捌等曆致出版度段 曆雛形并右願書外に武鑑類直下ケ之願書 佐右衛門を以差出候

四月九日、三月二十六日に摂津守へ進達した「出雲寺金吾来卯年四月日光御参詣之節御用掛り并供奉等之儀出版願伺書」(翌天保十四年四月に予定される將軍の日光社参に随従する諸役人等の名簿

(?)を出版してよろしいかという伺書)につき、「願之通」の旨仰せ渡される。

四月二十一日、黒嶽の笹間鎌三郎が書物同心となる(「御書物同心明跡え御入人被仰渡候」)。

同日、奥御用で宋版の『外台秘要方』十一冊を差し出す。

四月二十六日、新規お預け四十一部を奥右筆の黒沢正助・向山源太郎より受け取る。

五月六日、「御用出御書籍御下ケ之儀申上候書付」を書物奉行四人連名で差し出す。左の通り。内容は、御蔵(「御文庫」)の書籍を御用で差し出させ、あるいは拝借したまま、長年返納しない例があるので、そのような事がないよう「御改革」を上申したもの。

御文庫御書籍之内 御用出 且諸向え拝借被仰付候御品共 天明年中より此節迄年久敷御文庫え御下ケに相成不申候御品も御座候に付 当時御用心迄取調 別紙帳面に仕立奉入御覧候 右御書籍御用済に相成居候分は御下ケ被成下 諸向拝借之御品も是又見合等相済候御品は此節返納仕 返納難仕御品は其訳申上 改て拝借之願書差出候様被仰渡御座候様仕度奉存候 其上以來は諸向拝借御本有之候向は 毎暮返納之有無申上候様 是又被仰渡可被下候 左候は、御改革にも相成申候間 此段申上候 以上

以下、「御用出御本取調書付」として、未返納本の一覧が示されている。

一 寛明事跡録 七十一冊

寛政元酉年八月二日御用出と斗有之 誰殿御用に候哉御姓名書留無御座候

一 諸將連続記 三十四冊

一 武家官禄記 一冊

一 寛明録 二十冊

同辰年四月三日松平伊豆守殿御用に付 差出申候

一 寛永小説 二冊

享和二年八月廿一日堀田撰津守殿御用に付 差出申候

一 桜田御日記 廿三冊

一 御日記 五冊

一 同 一冊

一 御右筆日記 一冊

一 万国全図 箱入一帖

一 新巧曆書 四十冊

一 本所屋敷改帳 箱入十冊

一 御番士代々記 一箱

大御番 一箱

御書院番 一箱

新御番 一箱

総目録 七箱

一 桜田御日記 一冊

寛文十年 同年(文政三年)十月八日御用出と斗有之 誰御用に候哉書留無御座候

一 本草万■鍼録 四冊

一 夕庵読本草■(悟か)編 四冊

一 大日本史 四十三冊

本紀三十一より七十三まで 同年十二月八日植村駿河守殿御用に付 差出申候

一 礼儀類典 七冊

朝覲行事之部十八より廿四まで

右之通御用出に相成居申候

一 新巧曆書 四十冊

殿被仰渡差出申候

右依田源太左衛門拜借

一 武蔵国測量地図

一軸

一 越前国古絵図

一 孝慈備覽

四冊

附若狭越前近江組合 郷帳

同四巳年十一月十三日小笠原近江守殿被仰渡差出申候

右之通洪川助左衛門拜借

一 同 新絵図

右松本仲温・多紀安長拜借

一 律曆淵源

一箱九十四冊

一 越後国古絵図

一 本草色葉抄

八冊

附郷帳

天保十三寅年四月十日但馬守殿被仰渡差出申候

一 シヨメール

前後十六冊

一 考亭淵源録

右多紀安長拜借

差出申候

天保六未年十一月廿一日林肥後守殿被仰渡差出申候

一 十七史

三百四十冊

一 漢字語厄里亜語翻訳書

三冊

一 国師日記

天保十亥年六月十三日林肥後守殿被仰渡差出申候

候

同八酉年五月十日森川内膳正殿被仰渡差出申候

右之通天文方洪川助左衛門・山路弥左衛門・吉田四郎三郎・足立左内四人にて拜借

一 新刻和蘭辞書

十一冊

一 肥後国古絵図

一 儀象考成

四帙廿冊

同年十二月十五日大和守殿被仰渡差出申候

附図

三軸

一 陸奥国福島領新絵図

寛政八辰年八月六日御用出と計有之被仰渡候御姓名留無御座候

一 字典語厄里亜語翻訳書

四冊

同十三寅年(天保十三年)三月廿六日伊勢守殿被仰渡差出申候

右吉田頼負・山路才助兩人にて拜借

一 五車韵府語厄里亜語翻訳書

二冊

一 長安志

一 刺蘭送曆書写

五冊

文政三辰四月三日堀田撰津守殿被仰渡差出申候

一 天地二球用法書

一冊

一 一 一

一 天保八酉年三月廿四日林肥後守殿被仰渡差出申候

一 星学諸表

一冊

一 天体儀説

一冊

一 和蘭度字書

一冊

一 惑星同種解

一冊

一 彗星編和解

一冊

一 星学和解

一冊

一 泰西星座名義 一冊

同八酉年三月廿四日右御同人被仰渡差出
出申候

右之通山路弥左衛門拝借

一 律曆淵源 箱入百十冊

一 西洋曆経 百廿冊

天保七申年正月廿三日林肥後守被仰渡差

出申候

右之通足立左内拝借

一 管窺輯要 三十二冊

一 乾象図説 箱入一帖

一 律曆淵源 箱入百廿冊

一 時憲曆箋釈 二冊

一 図書集成 庶徴典九帙目 廿冊

右五部吉田鞞負以来吉田四郎三郎引続拝借

仕居候処 四郎三郎義去丑十一月天文方御

免被仰付候に付 同十二月返納之義撰津守

殿え申上置候 以上

同日、荒井甚之丞へ左の書付を渡す（奥御用・表御用あるいは諸向拝借で差し出した書籍等の未返納一覧に関する補足説明）。

御文庫御書籍 奥表御用出并諸向え拝借に
相成居 年久敷御下ケ無之御品も有之候に
付 此度取調 当時御用出之分迄も帳面に
仕立入御覧 御用相済候分は御下ケ被成下
諸向拝借之分も 見合等相済候御品は早々

書物方年代記⑤ 文化十一年〜安政四年

返納仕候様被仰渡被下置候様申上 奥御用

之分は別廉に取調 成嶋図書頭・同桓之助

え書面相渡 取計之儀申談候 然る処表御

用之分取調帳之内 誰殿御用に付差出申候

と認め候廉并何之誰拝借と申廉両様に認め

候て差出申候 右は各様方并奥御右筆衆よ

り誰殿御用に候間差出候様と御達有之候て

差出候節は 誰殿御用に付差出申候旨相認

諸向より之拝借願書御下ケ有之候歟又は誰

拝借と申儀奥御右筆衆より達にても御座候

節は 何之誰拝借と申儀留帳え相記し候事

先例に御座候間 前段之通両様に認め分け

申候 誰殿御用と認め候内にも拝借に相成

居候御品も可有之哉難計候へ共 私共方に

ても難相分候に付 前々より之留帳之俣に

認め差出候儀に御座候事

五月

御書物奉行

五月二十一日、林阿弥を介して撰津守へ「二御蔵御修復願」を差し出す。左の通り。

御書物蔵一棟御修復之儀申上候書付 御書物奉行

紅葉山下御宝蔵構御書物蔵四棟之内 巻之

御蔵式間に四間半一棟 天保元寅年新規御

取立に相成候処 近年雨漏仕候に付 其都

度々小普請方え申談 御取繕に仕置候処

去秋以来別て雨漏強相成候間 猶又小普請

方え御取繕之儀申談候処 去丑（天保十二

年）十月 小普請方手代罷越見分仕候て

最早御取繕には相成かたく旨申聞候間 其

節御修復之儀可申上奉存候得共 追々寒気

之時分にも相成御為不宜奉存候に付 御蔵

内御本箱色々手当仕見合罷在候処 此節

に至弥雨漏数ヶ所に相成候間 早々見分

上御修復御座候様 小普請奉行へ被仰渡可

被下候 以上

寅五月 中山栄太郎

黒野源太左衛門

水野新衛門

小林半右衛門

六月四日、天文方拝借のうち、左が奥右筆の向

山源太夫を介して御下げになる（返納される）。

一 刺蘭迭曆書写 五冊

一 天地二球用法書 一冊

右洪川助左衛門拝借之分返納

一 儀象考成 四帙二十四冊

附図 三軸

一 管窺輯要 三十二冊

一 乾象図説 箱入一帖

一 図書集成 庶徴九帙目 二十冊

元天文方吉田四郎三郎拝借之分返納

一 一十七史 三百四十冊

一 宋遼金元別史 六十冊

一 明史稿 八十二冊

右天文方四人拝借之分返納

六月二十五日、撰津守御用天文方拝借書籍三部

のうち、『貞享曆』七巻は御蔵に無いので（「御文庫に無之に付」、左の二部を差し出す。

- 一 宝曆曆法新書 十六冊
- 一 寛政曆法新書 八冊

天保十四年癸卯（一八四三）七月から十二月まで

【第二百冊目】

- （七月）小林半右衛門（八月）黒野源太左衛門
- （九月）洪川六蔵（閏九月）中山栄太郎
- （十月）水野新衛門（十一月）小林半右衛門
- （十二月）洪川六蔵

七月十一日、日光社参の御供をする者は宇都宮明神の再建に寄付すべき旨の達あり。中山栄太郎（書物奉行）・岩崎多左衛門（書物同心世話役）・市野市郎左衛門（書物同心）が寄付の「銀子」を寺社奉行戸田日向守宅へ遣わす（額は中山が銀四匁、岩崎と市野が二人で銀一匁）。

八月九日、昌平坂学問所を古来「聖堂」と称してきたが、今後は「学問所」と称すべき旨（越前守よりの書付）。

閏九月五日、「御書籍御修復之儀に付奉伺候書付」左の通り。

- 御書籍御修復之儀は唯今迄同心式人充定式掛申渡置候処 向後臨時御修復被仰付候間 御風入之節破損之品見出次第取集置可申上旨 当三月被仰渡候に付 当年風入中 四庫之御損書物見出候処 凡冊数

千八百六十冊・帙式百十八帙に御座候 右之内一之御庫は御呂柄も貴重之儀故 早々御修復仕度奉存候に付 先一之御庫之分取調候処 冊数四百式拾壹冊・折本拾壹帖・巻物七軸・帙三拾四帙 此御修復入用三百五拾八匁七分に御座候 右御入用を以同心共え御修復為仕可申哉 別紙御入用書付壹通相添 此段奉伺候 以上

卯閏九月

- 中山栄太郎
- 星野源太左衛門
- 水野左衛門
- 小林半右衛門
- 洪川六蔵

*御修復伺が「伺之通」となった旨、右の書付に添付された翌年正月二十九日の「鱒」にあり。

御修復伺にはまた「一ノ御庫御書籍御修復御入用積書」として見積が添えられている。左の通り。

覚

- 一 百式拾九匁六分 純子式丈七尺
- 一 四拾八匁 太白糸八拾目
- 一 式拾壹匁七分 間二合三拾壹枚
- 一 六分 花色間二合式枚
- 一 式拾匁 鳥子表紙八拾枚
- 一 五拾七匁六分 美濃紙三拾二帖
- 一 五匁 唐紙拾枚
- 一 拾式匁 帙紫檀こはぜ四十枚

- 一 三拾六匁 同紐三丈
 - 一 七匁式分 漿麩粉八升
 - 一 六匁 刷毛四挺
 - 一 拾壹匁 庖丁式挺
 - 一 四匁 炭壹俵
- 合銀三百五拾八匁七分
此金五両三分式朱と銀六匁式分

卯閏九月

御書物奉行

閏九月二十四日、「表御右筆日記之儀に付奉伺候書付」を撰津守へ差出す。左の通り。

御文庫に有之候表御右筆日記之儀は 宝永元申年九月廿六日 加藤越中守殿（若年寄・加藤明英）被成御下候御品に御座候 然処年数相立 過半虫入文字難見分罷成候間 御用無之儀にも御座候は、百人組二重御槽内え納置度 此段奉伺候 伺之通被仰渡候は、御目付・表御右筆組頭え其段被仰渡可被下候 以上

卯閏九月

（書物奉行連名）

*同年十一月「伺之通」となる。

十月十五日、堀田撰津守（若年寄・堀田正敦）より左の書面が御下げになる（天文方の山路弥左衛門より提出された願書「御書籍拝借之儀申上候書付」）。

- 一 字典ヲ諸厄利亜語ニ訳ス書 四冊
- 一 五車韻府ヲ諸厄利亜語ニ訳ス書 二冊
- 一 四大洲輿地全図 四軸

右三部何も御見合に相成候書に御座候間 私御役所え拝借仕置度奉存候 依之此程奉願候 (↓十月十七日、黒沢正助を介して差し出す)。

十一月十日、「表御右筆日記」を長持一棹に入れ、「中之口御張紙下」へ持ち出し、表右筆の小倉熊太郎立ち会いの下、目付の桜井庄兵衛に渡す。長持の内外に張紙をし、連印の封印に年月日を入れ封印をする。張紙は長持外に「古表御右筆日記」、長持蓋の裏に「古表御右筆日記」但し虫食多に付冊数不相分／天保十四卯年十一月十日納之 御書物奉行」。

弘化四丁未年(二八四七) 正月から六月まで

【第二百一冊目】

- (正月) 小林半右衛門(二月) 金井伊太夫
- (三月) 黒野源太左衛門(四月) 水野新衛門
- (五月) 小林半右衛門(六月) 金井伊太夫

正月十九日、渋川助左衛門拝借本を差し出す。左の通り。

- 一 説郛 五ノ下ノ六ノ上 一冊

内春秋元名菴

経訓堂蔵書(叢書) 中

- 一 晏子春秋 一冊
- 一 論衡 十冊

正月二十三日、備前守御用で左を差し出す。

実測輿地全図 式百十四張ノ三十卷 三箱

二月五日、伊勢守(若年寄・本庄伊勢守道貫)の要望で(「御書物蔵に有之候御書籍総目録一覽いたし度候間 可被差出候事」)、『重訂御書籍目録』を即刻差し出す(↓二月八日、御用済み返納)。

二月八日、「御書籍目録」を「御用部屋」(老中・若年寄の執務室)にも常備したいので、「御書目録本編并彙刻之分」を書写し差し出すべき旨仰せ渡される。

二月十日、御用部屋に置く「御書籍目録」の書写・製本を左の同心へ申し渡す。

- 持田佐右衛門
- 小田雄之助
- 山本清右衛門
- 樋口賢之助
- 鈴木 文蔵
- 筒井 勇造
- 中嶋祖兵衛

四月六日、多紀安良、左を拝借の旨。

諸病源候論 十四冊

救荒本草 五冊

四月十五日、「高嶋四郎大夫没収本」の内、伊勢守御用の書籍、左の通り(↓四月十六日、差し出す)。

フォンデツケル著

小戦記

セーソク著

石火矢等の重力を論ずる書

フォンデツケル著

歩卒騎兵鉄炮三件之心得を記したる書

四月二十四日、左の蘭書類を唯今御用に付差し出すべき旨(伊勢守御用)。即刻差し出す。

ウエイランド諸術芸字書 一冊

ヒユギユエニン著

焼紅弾説

一冊

五月十日、「府州県志」計二百三冊を、原弥十郎を介して、主膳正(若年寄・大岡主膳正忠固)御用で差し出す(多紀安良拝借)。

五月十二日、主膳正御用で左を差し出す(筒井紀伊守・林式部・成嶋桓之助拝借)。

一朝野旧聞裏稿 式箱

但 従巻至四十二 三十八冊

従四十三至九十九 五十七冊

五月十六日、主膳正御用で左を差し出す。

ヒユキユエニン著

鑄大小砲法を記す書 一巻冊

弘化四丁未年（一八四七）七月から十二月まで

【第二百二冊目】

（七月）黒野源太左衛門（八月）石川良左衛門

（九月）水野新衛門（十月）金井伊大夫

（十一月）黒野源太左衛門（十二月）石川良左衛門

七月十一日、左の書籍が新規お預けとなる。

詩故攷異

一巻部十二本

四書経正録

一巻部一套五本

韋斎集

一巻部四本

七月二十八日、小林半右衛門が大坂弓矢奉行に転じ、大坂弓矢奉行の石川良左衛門が書物奉行を拝命する。

八月二十三日、「御用部屋御扣」の「御書籍目録」〔重訂御書籍目録〕（二十冊）が完成し、原弥十郎を介して主膳正へ差し出す。

八月二十四日、「続集御書籍目録御庫扣之分」〔新収御書籍目録〕（一冊）を、主膳正御用で差し出す（↓九月三日、返納）。

九月十日、左を主膳正御用で差し出す。

西洋紀聞 三冊

新井君美雜書 八冊

十月朔日、「御書籍目録認候ものへ御手当」（御用部屋用に「御書籍目録」の写しを作成した同心たちへの手当）ほかを御金蔵より受け取る。手当の総額は四両三分。

十月三日、一ノ御庫の修復のため、来る六日に小普請方へ引き渡すことに。このため四日、五日に「御品」（蔵書）を移し替える（一ノ御庫二階の本箱を二ノ御庫へ。「桜田享保御本」を二ノ御倉へ）。

十一月十五日、「朝野旧聞哀稿」が御用済み、中之口で林式部より受け取る。ただし副本が出来たので以後は拝借しない旨「御下ケ書面」にあり。十一月二十三日、左が新規お預けになる。三ノ御庫に収納。

靈憲喉（候）簿 箱入百一巻冊

十二月二十一日、左の書面を、原弥十郎を介して主膳正へ進達する。

高島四郎大夫没収本之伺并目録共 式通

高橋作左衛門没収本之伺并目録共 式通

渡辺登没収本之申上并目録共 式通

十二月二十六日、左が新規お預けとなる。

一条大皇事記 十二冊

嘉永三年庚戌（一八五〇）正月から六月まで

【第二百三冊目】

（正月）水野新衛門（二月）金井伊大夫
（三月）佐山源右衛門（四月）水野新衛門
（五月）金井伊大夫（六月）佐山源右衛門

三月六日、越中守御用で「府州県志」百八十三冊を差し出す（多紀安良拝借）。委細「出納帳」に記し置く。

四月八日、石川良左衛門（書物奉行）が長谷川藤之丞（小普請組）と共に林奉行を拝命（ただし二人とも「居附」）。

四月十一日、「宋板類五部」の修復費用金五両三分銀五匁五分を、昨日御金蔵より受け取る。

嘉永三年庚戌（一八五〇）七月から十二月まで

【第二百四冊目】

（七月）水野新衛門（八月）金井伊大夫

（九月）佐山源右衛門（十月）水野新衛門

（十一月）金井伊大夫（十二月）佐山源右衛門

九月朔日、書物同心の持田佐右衛門が「御譜代」となる。左の記述あり。

御書物同心 持田佐右衛門

右老年迄無懈怠出精相勤候に付 御譜代被仰付候旨 但馬守殿被仰渡候段 於伊大夫宅同人申渡す 世話役大柳甚之助立合申候

十二月十四日、左が新規お預けとなる。

篆文四書六経

外拾六部

十二月二十九日、備前守御用で、左を差し出す。

厚生新編 式拾冊

嘉永四年辛亥（一八五二）七月から十二月まで

【第二百五冊目】

（七月）佐山源右衛門（八月）蒔田又三郎

（九月）木村董平（十月）石井内蔵允

（十一月）佐山源右衛門（十二月）蒔田又三郎

八月二日、御用済みにつき、左を成嶋桓之助より受け取る。

御讓本

大学衍義 箱入 拾五冊

武徳大成記 箱入 三拾壹冊

歴代君鑑 十冊

八月五日、一ノ御庫の湿気が強いので四ノ御庫へ詰め替えしたい旨の伺書を、原弥十郎を介して主膳正へ進達する。

八月十四日、石井内蔵允（学問所勤番組頭）が書物奉行を拜命する。

九月三日、同心組頭の上着用の件につき奥右筆荒川鋭太郎から問い合わせあり、左のように回答する。

【上略】取調候処 享保十九子年日記留其

外文化度御目付黒川与市・水野中務等より

尋之節 答書書留之写は相見候得共 伺書

等之留は無之段 今日右鋭太郎え相答置候

*享保十九年は寅年。十七年の誤記か。

九月九日、老四御庫の移し替えが一昨七日までに終了した旨を主膳正へ進達する。同じく「御庫老四唱替」の伺書を同人へ進達する（いずれも原弥十郎を介して）。

十月三日、奥向より御下げの書物を成嶋邦之丞を介して受け取る。いずれも新収の書物で「新収帳」に記載する。

十月二十四日、奥向より成嶋桓之助を介して左が御下げになる。新収の書物なので「新収帳」に記載する。

丹鶴叢書 式拾七冊入 一箱

同日、奥御用で左を差し出す。「出納帳」に記載する。

名山記 五十冊

杭州府志 二十七冊

台州府志 十八冊

嘉永五年壬子（一八五二）正月から六月まで

【第二百六冊目】

（正月）木村董平（二月）石井内蔵允

（閏二月）佐山源右衛門（三月）木村董平

（四月）石井内蔵允（五月）佐山源右衛門

（六月）木村董平

正月二十一日、同役（書物奉行）の蒔田又三郎が病気のため「詰番御断届書」を安室守（若年寄・本庄安芸守道貫）へ差し出す。明後二十三日より「詰番名面除」の旨（↓五月二十七日、病死）。

二月四日、堀田孫之丞（学問所下番）が書物同心となる（御書物同心明跡え被仰渡候）。

二月九日、堀田孫之丞について左の記述あり。

堀田孫之丞 元場所（学問所）にて拝借金被仰付 返納残金之義 林大学頭外式人より達書 内蔵允宅え差越 承置之旨下札を以及即答 写応対帳に留置候 御順覧之事

閏二月十二日、「高橋作左衛門外両人没収本」と「書目扣帳」の突き合わせに取り掛かる。

閏二月十五日、『道蔵経』（道教の一切経）の修復作業のため、「楓山御三家方御休息所」を借り受けたい旨、寺社奉行への「掛合書」を、清甫を介して差し出す（↓三月十三日、「御三家方御休息所」を小普請方より受け取る）。

四月十八日、『道蔵経』修復手当金二十七両二分を蓮池御金蔵より受け取り候旨。

五月六日、持田佐右衛門（書物同心世話役）の世話役御免につき、左の記述あり。

御書物同心世話役

持田佐右衛門

右数年出精相勤候に付 勤候内御扶持方共 五拾俵之高に御足高被下候旨 遠藤但馬守

殿被仰渡候間 其段申渡候 右御礼勤候月
番先月当月御老中方御支配方不残源右衛門
(書物奉行・佐山源右衛門) 罷出候

右同人

追々及老年候間 世話役御免之事 席順之
儀は是迄之通相心得候様申渡候

世話役並

大柳甚之助

右世話役申渡候

嘉永六年癸丑(一八五三) 正月から六月まで

【第二百七冊目】

(正月) 佐山源右衛門(二月) 木村董平

(三月) 石井内蔵允(四月) 無記

(五月) 木村董平(六月) 嶋田帯刀

三月晦日、佐山源右衛門(書物奉行)が「西丸
御広敷番之頭」を拝命。

五月二日、嶋田帯刀が書物奉行を拝命。

六月三日、昨日、奥右筆の久野正六郎より達あり。内容は、常憲院(五代將軍綱吉)の筆の入った「四書五経之類」ほか「御筆之類」を所蔵するか調べ、結果を明日差し出せというもの。調査の結果、「御前本」の類は所蔵しないが、「御筆之御掛軸」四軸があるので、明日差し出す旨。

六月四日、「常憲院様御筆四軸」を殿中に持参したところ、細字の「御筆」(御直筆)が御入用(必要)で、持参したのは「大字」なので御入用でな

い由。四軸とも持ち帰る。

六月十日、浦賀に米国船来航につき左の記述あり。

此度浦賀表え異国船渡来に付 心得方之儀
備前守殿御渡有之候 御書付式通 当番御
目付中より一昨八日 安左衛門宅へ到来
本紙留記 天文方へ順達可申候

安政三年丙辰(一八五五) 正月から六月まで

【第二百八冊目】

(正月) 嶋田帯刀(二月) 石井内蔵允

(三月) 中井太左衛門(四月) 武嶋安左衛門

(五月) 嶋田帯刀(六月) 石井内蔵允

正月十一日、前年の安政江戸地震(安政二年十月二日)にともなう「御救金」の支給について、「地震御救金請取印紙世話役より差出し請取置申候」の記述あり。

二月二十一日、堀田孫之丞(書物同心)が講武所出役を拝命の旨。

三月晦日、石井内蔵允(書物奉行)の悴と孫が幕府の鉄炮方に随従して大森村で行われる「町打」(一町二約一〇九メートル離れた的を撃つ訓練)に参加する旨、海防掛の目付に小人目付を介して届け出る。

四月朔日、水戸前中納言(徳川斉昭)が左を拝借したい旨。所蔵するならば差し出すべきよう中村又兵衛より指示あり。「高橋作左衛門没収本」に含まれている旨回答し、明二日に差し出す。

北槎閣略図 九枚一袋入

四月四日、蕃書調所(洋学研究と翻訳のための幕府の機関)が開設される(翌三年)にもなつて「紅葉山御文庫」と天文方にお預けの「蕃書類」(洋書類)は古賀謹一郎(洋学所頭取)に移管(御預替)されるので、書名を調査すべき旨。蕃書調所の附属書庫が設置されるまでは、謹一郎から要求があれば蕃書類を差し出すべき旨。以上、但馬守(若年寄・遠藤但馬守胤統)より仰せ渡される。四月十三日、蕃書類の移管につき、(蕃書)目録一冊に「申上書面」一通を添えて原弥十郎に渡す。

四月二十五日、高橋作左衛門没収本のうち、蕃書調所へ移管するものを除く「雑書」をどう処理するか検討した結果、とりあえず「正本」は御蔵の目録に記載し、「陋本」は廃棄する(取払)こととする。

五月十日、越中守・但馬守御用で、左を差し出す(鉄炮方が拝借)。

大磯使用説 四冊

続大磯使用説 二冊

六月六日、高橋作左衛門没収本で蕃書調所へ移管しない分の扱いについて、左の記述あり。

高橋作左衛門没収本此度蕃書引渡候残 満
文書類其外図等之分 先格も有之候に付
本目録込伺之義 先達て取調候目録を以

今日大学頭へ否之義及相談候処 何差出し
可然旨申聞候 尤正陋之分目録斗にては恥
と相分兼候間 右伺書祭酒方へ御下に相成
候 ■ 猶又得と相考可及示談旨申聞 ■

安政四年丁巳（二八五七）正月から六月まで

【第二百九冊目】

- （正月） 嶋田帯刀（二月） 石井内蔵允
- （三月） 武嶋安左衛門（四月） 中井太左衛門
- （五月） 武嶋安左衛門（閏五月） 嶋田帯刀
- （六月） 石井内蔵允

正月十三日、「蕃書調所規則書」八冊を、大久
保右近將監・古賀謹一郎から受け取る。

正月二十日、立田録助より『行軍遺範』の所蔵
の有無の問い合わせあり（所蔵せず）。

正月二十二日、庄田金之助（腰物方）が書物奉
行を拜命。

正月二十六日、左が新規お預けになる。

- 一 破邪集 八冊
- 一 崇禎曆書曆引 貳冊
- 一 曆引図編 壹冊

三月二日、奥御用で左を差し出す。

- 昨非庵日纂 六本
- 昭代叢書 貳拾四本
- 檀几叢書 十六本
- 鶏肋集 廿本

三月七日、『東照宮御実紀』『同御附録』とも、
急御用で差し出す。

五月十三日、「御文庫御貯金遣ひ払明細申上帳」
「重復本御取払且類聚国史御買入伺書」を、早川
庄次郎を介して但馬守へ進達する。

五月十四日、蕃所組頭の鈴木正之助へ左を渡し、
請取書を取る。委細は「蕃所取調帳」に記録。

- 一 厚生新編 貳百貳拾七冊
- 内貳百七冊

六月八日、高橋作左衛門没収本の「残り之分」（蕃
書調所へ移管した分を除く残りの書籍等）を学問
所へ渡す。

六月二十一日、古賀謹一郎より石井内蔵允（書
物奉行）へ『亜墨利加書類』『輿地全図』を受け
取りたい旨の書面到来（↓六月二十三日、中之口
において渡す）。

（主任公文書研究官）